全国社会福祉法人経営青年会社会福祉法人経営検討委員会平成 26 年度 活動報告書

- 〇総合相談実践ガイドライン
- ○学校訪問授業促進に対する報告書

平成 27 年 3 月

全国社会福祉法人経営青年会

社会福祉法人経営検討委員会/情報発信推進プロジェクトチーム

【目次】

・総合相談実践ガイドライン・・・・・ 1 p

・学校訪問授業促進に対する報告書・・・・65p

総合相談実践ガイドライン

平成 27 年 3 月 6 日 全国社会福祉法人経営青年会 社会福祉法人経営検討委員会

はじめに

近年、社会環境の変化に伴い、福祉ニーズは多様化・複雑化している。一方、社会福祉事業の主たる担い手としての社会福祉法人は、介護・保育サービスへの民間株式会社等の参入によって、急速にそのシェアを低下させており、その副作用として、社会福祉法人の存在意義を希薄化させている。

そのような中で、社会福祉法人に対する地域・社会からの風当たりは強くなり、近年の一部のメディアでは実態とは異なる偏った報道が散見された。社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人は、これらの外部環境の変化に一喜一憂するのではなく、これまで以上にその公益性、公共性、非営利性に基づく活動を活性化させるとともに、社会福祉法人が担うべき責任を果たしていくことが強く求められている。

規制改革会議や社会福祉法人の在り方等に関する検討会等で検討された「イコールフッティング」「社会福祉法人が地域から期待される「更なる取り組み」について」「社会福祉法人のガバナンスについて」「社会福祉法人の大規模化・協働化について」などは、義務化や地方自治体などからの強力な指導が行われる可能性を多分に含んでいる。

情報開示に関してはすでに一部が義務化されており、今後も開示範囲は拡大していくものと推測される。社会福祉法人は、国民に対して、今まで以上に丁寧な説明を行うことが求められている。

社会福祉法人の税制優遇に関しては、地域における公益的な取り組みを責務として規定する方向性で検討が進んでいる。検討内容は、現段階において確定していないが、社会福祉法人にとって地域の福祉ニーズに即した公益活動を行うことは、担うべき役割の一つであると言える。

いづれにしても時勢の変化は大きく、民間事業体の参入に伴い本来の行政指導を越えて、 社会福祉法人の存在意義を明示しなければならなくなった。

地域における公益的な取り組みとは、無料あるいは低額によって実施される社会福祉事業、 公益事業であり、社会福祉法人が創世の時期から当然のように行われてきたことである。

しかし、一部の画一的な行政指導等が、社会福祉法人の主体的・自主性を妨げ、逆に社会福祉法人に対する地域からの信頼を損ねた可能性もある。そのため、今後の社会福祉法人は、これまで積み重ねてきた地域社会への貢献実績を広く情報発信することが必要である。

これらの時勢を念頭に置いた上で、社会福祉法人経営検討委員会は関連する検討を進めていくなかで、社会福祉法人の存在意義としての地域貢献の実践をテーマとした。さらに社会福祉法人の大規模化・協働化を踏まえた地域貢献の在り方を検討した結果、地域で他の福祉

資源との協働化しやすい総合相談支援事業を取り上げた。

総合相談支援事業は、多くの法人が取り組んでいる事業であり、福祉におけるセーフティネットの最前線であり、地域の生活困難者をワンストップで対応できる事業である。また、社会福祉法人が連携し、それぞれの得意分野の専門性を発揮することにより、地域の生活困難者に効率的で最適な福祉サービスを提供することが可能となると考えられる。

今回、多数の法人にご協力をいただき、アンケートや視察などを通して、新たな社会福祉法人の可能性を見つけることができたと思われる。これらの実践事例はどの法人も実施したいと思うような理想的な現状を含んだ事例であり、その過程をお聞かせいただくとすべてに努力と工夫を含んだ形で成し遂げられたものであることが明らかになった。これらの取り組みを可能な限り実践していただき、できれば定款の記載やホームページに情報発信を行い、地域社会に対して社会福祉法人の活動を理解していただくために、ご尽力いただければ幸いである。

【目 次】

1+1	1	H	1-
は	し	עא	۱ –

1. 総	合相談事業について(背景と課題) ・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(2)	「総合相談」に関するアンケート調査結果
(3)	「総合相談」に関するヒアリング調査結果
	査結果と考察 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49 調査結果の総括・考察
(2)	全国社会福祉法人経営青年会が考える総合相談事業とは
(3)	総合相談事業の一般モデル例
(4)	関連する先進事例の紹介 ①特定非営利法人 渋川広域障害保健福祉事業者協議会(群馬県) ②芳賀地区障害児者相談支援センター(栃木県) ③栃木市障がい児者相談支援センター(栃木県) ④障害者総合相談支援センターあい(三重県)
4. 今	・後に向けた提言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

1. 総合相談事業について(背景と課題)

(1) 背景

生活課題や福祉課題を抱える生活困難者にとっての福祉への入り口として相談事業がある。この間、行政の窓口や民生委員などの地域ボランティアや社会福祉法人などがその実践を行ってきた。しかし、総合相談を公式に事業として実践している法人となると、現状としてその数は少ないといえる。

定款などに載せずに、非公式に管理職等の個人的なマンパワーに頼った形で日常に行われているケースが散見される。公式に行う際のハードルが高いために、実践が妨げられている法人も存在するという現状である。

(2)課題

①法人間連携

現状の社会的ニーズから考えた場合、生活困難者は福祉機関との接点が限られることが多いため、少ない接触で確実に福祉とつながる必要性が高いと考えられる。その点で課題となるのが、ワンストップで対応にするためのネットワークづくりである。

②定款

現在の福祉現場では個人のマンパワーへの依存度が高い。また、多くの法人で収益の 見込めない専門外の相談を受けていることがある。しかし、定款への記載を行っている 法人は少ない。そのため、可能であれば定款への記載を行い、地域社会に対して地域公 益活動を行っていると明示する必要がある。

記載する際には、定款に社会貢献事業の項目を作り、目的や事業内容等を明示する。 定款の記載に関しては地方自治体の意向もあるため、自治体の了承が必要なことも推測 される。

③地域公益事業の計画策定

地域公益事業を展開するには、事業計画を作成する必要がある。

事業計画に関しては、総合相談のように継続的な場合もあるが、単年度で地域公益事業を行う場合もあり、年度ごとの計画の作成が必要である。人員配置や事務所なども取り決める必要がある。兼任等の場合は地方自治体の対応にもよるが配置基準などに注意が必要である。

④理事会および評議員会

地域公益事業の年間計画を作り、予算や経費を計上し、理事会・評議員会に提出する 必要がある。 渉外費や一部の運営費の中に地域公益事業の資金が入っている場合、活動自体が行われているかを明示しにくく、定款に載せる際にも問題が起こる可能性が考えられる。予算および決算では、独立した項目を作り報告書の作成が必要である。

⑤資金

多くの法人の収益性は年間の収入の5%以下である。部分的に見て収益性の高い施設を有している場合もあるが、収益性の高い施設を運営していく際には、収益性の低い部門を有さざるを得ないことが実状であり、総じて収益性が高い状態ではない。そのため資金に関しては、現状の収支差額以外にも再建コストなどの積み立てなどを計上し余裕の部分での資金をもって行うことが必要である。これに関しては施設の建築年数などもそれぞれの法人で違うため熟慮が必要である。

また固定費と人件費に関しては、事業計画内容に基づき一定の費用が必要となるため、資金計画は重要である。

⑥事業内容の広報

せっかく事業を行っても、地域住民に周知されていない場合は、総合相談が機能していないという評価となる可能性があり、いかに周知するかが課題となる。

公的な基幹事業や地域包括支援センターなどを行っている法人であれば、利用者のアクセスが一定数あるため、比較的容易に総合相談が機能することも考えられるが、大多数の法人は、周知するには何らかの手段が必要である。

これに関しては、地域の実情に合わせた工夫が必要であると考えられる。相談支援員が中心となっている地域であるとか、メディアが新聞中心として利用されているとか、ボランティアが機能している地域であるなどの利用者の特性に配慮したことが必要と考えられ、保育所などでも園庭開放や母子相談や他種別との交流事業など、多数の手法が考えられる。

2. 総合相談事業にかかる現況調査について

(1)調査目的と実施概要

1)調査概要

①目 的

会員(法人)が実施する総合相談の取り組み状況(規模、内容、課題等)を把握する。

②対 象

全国社会福祉法人経営青年会 会員 (メールアドレスの登録のある会員 735 名)

③期 間

平成 26 年 7 月 16 日 (水) ~8 月 1 日 (金)

4回収率

12.1% (89件/735件)

2) 集計結果の概要

①法人の総合相談機能を実施について (n=89)

・実施している法人数は 63 か所 (71%) となった。 うち、相談機能の開始日については 37 か所 (59%) が、平成 22 年度以前より総合相談機能を提供している。

(実施法人の状況)

- ①事業活動収入額(年額)
 - ・5 億円以上~10 億円未満が、22 か所(35%)と最も多くなった。
 - ・次いで、10億円以上が18か所(29%)、3億円~5億円未満が12法人(19%)

②職員数

・ $100\sim299$ 人が 32 か所(51%)、次いで $50\sim99$ 人が 13 か所(21%)。

③法人規模

・一法人一施設も10か所(16%)が総合相談機能を提供している。

②総合相談機能の概要 (n=63)

- ・相談機能の拠点数:2か所(中央値)
- ・法人全体の相談件数(年間):306件(中央値)

・法人全体の対応職員数:4名(中央値)

• 実施体制:

単独法人型 26 か所 (41%)

行政と当該法人との連携型16か所(25%)

・相談機能にかかる経費(年額):6,300千円

うち、財源の割合:自主財源 42 か所、委託金 21 か所

③総合相談事業の定款掲載の有無

定款に掲載している:32法人(51%)

定款に掲載していない:20法人(32%)

未記入:11か所(17%)

(2)「総合相談」に関するアンケート調査結果

調査期間平成26年7月16日(水)~8月1日(金)

対 象 全国社会福祉法人経営青年会 会員

目 的 会員(法人)が実施する総合相談の取り組み状況(規模、内容、課題等)を把握する。

回収率 12.1%(89人/735人)

1. 法人概要について

(1)法人の事業活動収入額(年額)について

	回答法人数	割合
1. 1億円以下	1法人	1%
2. 1億円以上~3億円未満	21法人	24%
3. 3億円~5億円未満	13法人	15%
4. 5億円以上~10億円未満	32法人	35%
5. 10億円以上	22法人	25%
無記入	0法人	0%
合計	89法人	

(左のうち、法人の総合相談機能「有」と回答した法人)

	回答法人数	割合
1. 1億円以下	1法人	2%
2. 1億円以上~3億円未満	10法人	16%
3. 3億円~5億円未満	12法人	19%
4. 5億円以上~10億円未満	22法人	35%
5. 10億円以上	18法人	28%
無記入	0法人	0%
合計	63法人	·

(2)法人全体の職員数について

	回答法人数	割合
1.50人以下	14法人	16%
2.50人~99人	18法人	20%
3. 100人~299人	42法人	47%
4. 300人~499人	9法人	10%
5. 500人以上	5法人	6%
無記入	1法人	1%
合計	89法人	100%

(左のうち、法人の総合相談機能「有」と回答した法人)

	回答法人数	割合
1. 50人以下	8法人	13%
2. 50人~99人	13法人	21%
3. 100人~299人	32法人	51%
4. 300人~499人	7法人	11%
5. 500人以上	2法人	3%
無記入	1法人	1%
合計	63法人	99%

(3)法人の規模について

	回答法人数	割合
1. 一法人一施設	15法人	17%
2. それ以外	70法人	79%
無記入	4法人	4%
合計	89法人	100%

(左のうち、法人の総合相談機能「有」と回答した法人)

	回答法人致	割台
1. 一法人一施設	10法人	16%
2. それ以外	50法人	79%
無記入	3法人	5%
合	63法人	100%

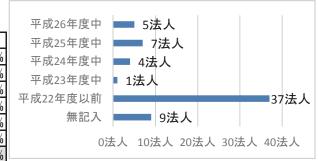
2. 法人の総合相談機能の概要について

実施の有無

	回答法人数		人数	割合	
実施している			63	7	1%
実施していない			26	2	9%
合計			89	10	0%
Н П		_	00	10	

(1)相談機能の開始日(複数の場合、初回開始日)

	回答法人数	割合
平成26年度中	5法人	8%
平成25年度中	7法人	11%
平成24年度中	4法人	6%
平成23年度中	1法人	2%
平成22年度以前	37法人	59%
無記入	9法人	14%
合計	63法人	100%



(2)相談機能の拠点数 (平均値)

27-1111-201	\ \ \		_
全体で		3	か所
内、高齢			か所
内、障害			か所
内、児童		2	か所
その他		2	か所

_	(中央値)		_
全体で			か所
内、高齢		2	か所
内、障害		1	か所
内、児童		2	か所
その他		2	か所

(3)法人全体の相談件数(年間)

(半 <u>均</u> 個)	_
2195	件
2320	件
1213	件
418	件
22	件
	2320 1213 418

	(中央値)	_
全体で		
内、高齢		件
内、障害	282	件
内、児童	105	件
その他	15	件

(4)法人全体の対応職員人数

-	<u>(平均旭)</u>	_
全体で	7	名
内、専任職員	5	名
内、兼務職員	5	名

	(中央値)	_
全体で	4	名
内、専任職員	3	名
内、兼務職員「	3	名

(5)実施体制

	回答法人数	割合
1.単独法人型	26法人	41%
2.行政と当該法人との 連携型	16法人	25%
3.行政と多法人の連携	6法人	10%
4.社会福祉法人のみの 連携型	3法人	5%
5.新規に法人格取得型 (NPO法人等)	1法人	2%
6.その他	3法人	5%
無記入	8法人	13%
合計	63法人	100%

【その他】

- •多法人提携型
- ・(3)+(5)・・・多法人、一般市民等との連携+NPO法人格取得
- ・事業化はせず、各事業所の窓口機能の強化として、業務で担当者が実施

(6)相談機能にかかる経費(年額)

中央値	6,300,035	円
平均值	15,009,491	円

(7) (6)の経費の財源割合 (複数回答あり)

	回答法人数
1.自主財源	42法人
2.他法人による拠出	0法人
3.補助金	6法人
4.委託金	21法人
5.寄付金	0法人
6.その他	7法人
合計	76法人

【その他】

- •自立支援費収入
- ・サービス区分繰り入れ
- •計画相談支援給付費
- ・サービス利用収入
- •支援費等
- •介護報酬

(8)相談機能の実施にかかる定款掲載の有無

	回答法人数	割合
有	32法人	51%
無	20法人	32%
無記入	11法人	17%
合計	63法人	100%

3. 法人における相談事業の取り組み状況について

ア)高齢の相談事業の実施有無

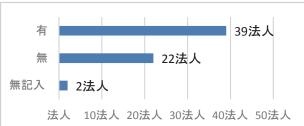
「有」と回答した者の実施段階 実施状況(段階1) ※

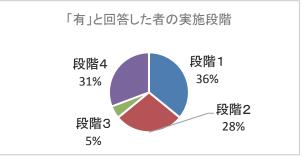
合計

	回答法人数	割合
有	39法人	62%
無	22法人	35%
無記入	2法人	3%
合計	63法人	100%

2法人	3%	'
2法人63法人	100%	
回答法人数	割合	$\overline{}$
14法人	36%	
11法人	28%	
2法人	5%	
12法人	31%	
0法人	0%	

100%





※段階について

無記入

実施状況(段階2)

実施状況(段階3)

実施状況(段階4)

段階1 担当職員が個別に対応している状態

段階2 法人として組織的に対応している状態

段階3 他法人と連携するなど法人間ネットワークを活用して対応している状態

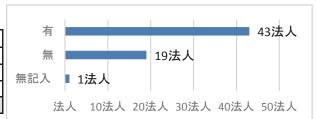
段階4 法人間連携だけでなく、行政を加えた形で対応している状況

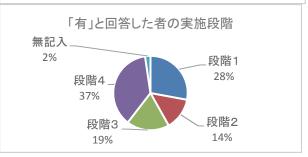
39法人

イ)障害の相談事業の実施有無

	回答法人数	割合
有	43法人	68.3%
無	19法人	30.2%
無記入	1法人	1.6%
合計	63法人	100.0%

· ·		
「有」と回答した者の実施段階	回答法人数	割合
実施状況(段階1)	12法人	28%
実施状況(段階2)	6法人	14%
実施状況(段階3)	8法人	19%
実施状況(段階4)	16法人	37%
無記入	1法人	2%
合計	43法人	100%

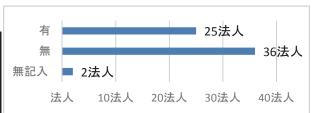


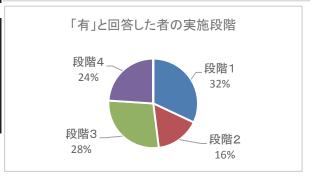


ウ)児童の相談事業の実施有無

	回答法人数	割合
有	25法人	39.7%
無	36法人	57.1%
無記入	2法人	3.2%
合計	63法人	100.0%

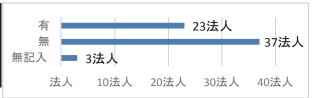
回答法人数	割合
8法人	32%
4法人	16%
7法人	28%
6法人	24%
0法人	0%
25法人	100%
	8法人 4法人 7法人 6法人 0法人



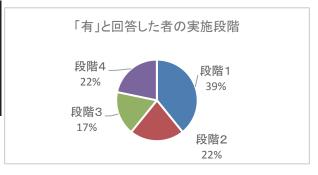


工)生活困窮者・困難者等にかかる相談事業の実施有無

	回答法人数	割合
有	23法人	37%
無	37法人	59%
無記入	3法人	5%
合計	63法人	100%



「有」と回答した者の実施段階	回答法人数	割合
実施状況(段階1)	9法人	39%
実施状況(段階2)	5法人	22%
実施状況(段階3)	4法人	17%
実施状況(段階4)	5法人	22%
無記入	0法人	0%
合計	23法人	100%



上記取り組みのうち、実施段階が4に最も近いものの具体的な内容

【高齢分野の相談事業】

- 利用者、利用者家族からの相談対応
- ・現在、行政(町)の委託事業として在宅支援センターにおいて相談対応や緊急時(受入や駆付け等)支援 活動を行っており、行政からの委託(代行)業務の範疇を越える対応については、施設長指示のもと、自 主事業として対応しており、事業というよりも地域貢献(還元)活動として取り組んでいる。
- ・市から委託。高齢者の身近な相談窓口として様々な相談に応じ、適切なサービス利用や機関・制度へとつなぎ、継続的に支援している。3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)の専門性やスキルを活用し、相互に連携・協働しながらチームとして迅速な対応を心がけている。365日24時間対応できる体制をとっている。
- ・担当地域の見守りや家族との相談支援が必要な方について、地域包括支援センターからの依頼により定期的な訪問による安否確認等を行い、センターに報告している。
- 一人暮らしの認知症高齢者とその家族に対し、介護保険サービスの利用や入院を支援している。
- ・各々の職員が、ケース毎の対応をしている。必要に応じて、行政と連携している。
- ・居宅介護支援事業所にて主に相談受付をしているため、「介護認定申請について」「在宅サービス利用について」「施設入所について」等、介護保険サービスに係る相談がほとんどである。
- ・高齢夫婦二人暮らしを続けるが、妻の施設入所後生活リズムが変わり、寂しさや不安から病院受診や飲酒が極端に増し、認知機能の低下もあり別居する子どもも養護老人ホームの入居を希望する。入居対象となるか、施設見学は可能かなどの相談を受ける。市の高齢者福祉課への受付申請を勧め、担当ケアマネジャーと連絡をとりその後市の審査を経て入所となる。
- ・相談担当者の個別相談窓口の開設を始め、法人としては地域住民の皆様へ、介護保険制度や認知症等の勉強会の開催を通じて町内会やサロン等へも相談窓口を広げている。
- 他の法人とは事例検討を通して連携を深め、困難事例の利用者について法人の枠を超えた対応をしている他、行政も含めた地域での徘徊者探索訓練等を通じて地域住民の方に意識作りをしてもらう取り組みを行っている。その他、社協主催のイベントでの相談窓口コーナーでの参加などを行っている。
- ・町の委託で在宅介護支援センターを設置している。延べ相談件数219件(居宅介護支援事業所とは別の相談件数)。

介護保険サービス利用に関する相談205件

家族の介護支援に関する相談8件

施設入所に関する相談3件

家族や経済問題に関する相談3件

- ・市内の介護事業者による介護ネットワーク(事務局は市直営の地域包括支援センター)の呼びかけで、 「介護困りごと相談所」として相談を受け付けている。相談があった場合には、地域包括支援センターに 報告(結びつけ)する。
- ・相談センターでは、高齢者と精神障害者との複雑に絡み合ったケースを、関係法人や行政とともに解決したことがある。

- ・在宅介護等にかかる相談を受けるなかで、必要に応じて行政や地域の様々な社会資源の紹介を行って いる。
- ・他法人事業所や地域包括などと密に連携を図り、高齢者や障害者などすべての住民が安心して暮らせる 環境を医療・介護・予防・在宅・支援といったネットワークを切れ目なく一体的に円滑提供できるよう努 めている。
- ・入居に向けた相談が多い。その他、在宅サービス利用希望者に対し、要介護認定の申請や相談機関を案内や紹介を行っている。
- ・虐待や消費者被害が疑われるケースを市町村職員と連携して対応。 認知症支援として、オレンジドクターや認知症疾患医療センターと連携 オレンジカフェにて、医療、介護、行政の多職種連携 地域福祉ネットワーク協議会を通じて、自治会組織と連携し地域課題に取り組む
- ・在宅介護支援センター 健康や介護サービスの相談 在宅での生活の相談
- ・地域包括支援センターを市が直営で一か所運営し、かつて在宅介護支援センターを運営していた法人に包括のブランチ機能として高齢者地域支援センターを委託し、相談援助を行っている。毎月の相談件数や対応報告を毎月行う。相談内容は、特養が母体ということもあるためか、入所相談が8割以上であり、他は在宅等介護相談が残りのものとなる。相談員は居宅介護支援事業所のケアマネジャー2名が兼務し、対応している。地域活動支援として、地域のミニデイ等へ訪問し、関係づくりを行っている。
- ・柏崎市が設置する地域包括支援センター業務における総合相談支援事業。社会福祉士、在宅福祉に経験のある看護師、主任ケアマネを配置して、市、他法人が運営する地域包括支援センターと連携して対応する。特に高齢者の虐待対応では、市、病院、警察、保健所、民生委員などの幅広い関係機関とネットワークを組んで対応している。
- ・24時間相談受付で緊急要請に対応している。相談内容により、市町村や他事業所との連携を図っている。
- ・在宅介護支援センター・地域包括支援センターでの相談事業

【障害分野の相談事業】

- ・市から委託。同市には、他に他法人3事業所も委託を受けており、月に一度、市も交えてケース検討会議を実施している。
- ・広域の障害者支援を行っている法人(約40法人)が連携し、NP0法人を設立した。そのNP0法人が、地域の障害のある方々からの相談を受ける「なんでも相談室」を開設した。 市とも連携し、地域の障害のある方々の相談業務を行っている。当法人は、そこに職員2名を出向させている。
- ・他相談事業所が受け入れない案件について、市役所より受け入れ要請が何件もあり、なるべく受け入れている。
- ・特別支援学校を卒業して十数年経過。在宅から通所を利用していたが、両親が高齢になり問題が発生。 他事業所を利用したが、本人が通所を継続できない、あるいは入所を続けられない状況である。
- ・福祉サービス利用の相談について、近隣市町村の施設との情報交換を進めながら調整会議等も含めて 生活の組み立てを進めている。年金等行政手続きも絡むことがあるので、会議には行政の担当者も 参加することがある。
- ・当法人では町から指定を受け、障害者の特定相談支援事業を実施している。主に障害福祉サービスの利用に際し、サービス利用計画の作成を行っている。 法人(事業所)間の連携、行政との連携については、①広域の自立支援協議会内の部会にて相談支援事業者間での情報交換を定期的に実施。②地区の障害者施設間で協議会を作り定期的に情報交換を実施。③町内の事業者、社協、福祉課で連絡協議会を作り情報交換、困難事例に対する検討を実施。年に1回は合同での説明会(相談会)も開催。④社協主催の障害者相談日(毎月1回)には、担当職員を派遣。

以上の取り組みを実施。比較的法人間、行政との連携、協力体制は構築できている。しかし、法人内での 組織化、連携が不十分で、担当職員がほぼ一人で行っている状況。

- ・市内の相談支援機能をもつ事業所が月に1度集まり、様々な福祉課題について研修会を開き、当事業所も参加している。事業所のみならず行政関係からも出席があり、情報交換が盛んに行われている。
- ・法人が開設している事業所は、計画相談に追われており、計画作成業務の中で他法人との連携は機能している。
- ・指定による相談支援事業や保育所等訪問支援事業の他、県から発達障害者支援センターの委託を受け て運営している。
- ・障害者相談センターの受託運営
- ・市内24区に1ヶ所ずつ「基幹型相談事業所」を設定している。当法人は基幹型ではないが、行政=基幹型=指定相談支援事業所の連携で合同相談会の実施を行っている。 また、2014年10月より実施される生活困窮者支援も含めた制度横断的な「地域見守り支援システム」に基づく地域相談事業を地域包括受託法人(区社協・当法人含む社福法人2法人)が協働で受託した。 区政会議とも連携する予定。
- ・月に一度行われる運営連絡会にて、相談支援センターにて対応した相談について、他事業所の施設長等 と対応を協議している。
- 3 障害対応、困難事例対応
- ・市が運営する基幹相談センターへ職員を派遣
- ・福祉圏域(1市2町1村)と障害福祉関係者(事業者・当事者・一般市民等含む)でネットワーク
- ・地域内の関係者と顔を合わせる機会が多くあり、事例検討をはじめ相談の機会がある。比較的、行政・法人ともにまとまりがあり、協力的である。
- ・福祉サービスの利用等に関する支援内容
- ・① 在宅障害者(児)及びその家族等による相談や申請代行、計画相談
- ② 日常生活用具の相談に応じた申請代行
- ③ 自治体と協力して障害者(児)認定調査の実施
- ④ 相談に応じた移動支援、日中一時支援利用調整や利用計画の作成
- ⑤ 福祉ハイヤー利用券交付申請の手続き(行政と窓口共有)、地方自治体との連絡調整
- ⑥ 圏域相談支援事業所会議、地域相談支援事業所会議の参加による他法人等との連携
- ・サービス計画相談において市町と連携を図り、福祉サービスの提供事業所との連携を図った。それにより 就労継続支援やその他福祉サービス利用(家事援助、身体介助、短期入所)へ結びつけることができた。
- ・障害関係において相談事業をしているが、実施レベルは低い。
- ・相談支援において、市町からの委託を受けている事業所もあり、市町の福祉課と連携し業務にあたっている。具体的にケースの連絡会などを用いて、共通理解を図っている。また、利用者ニーズにより近隣のサービス事業所との利用調整を行っており、事業所・行政との協力・連携の体制はとれている。法人内相談事業所の連絡会も実施。
- ・行政が主導し、専門部会を設置。他法人との定期的な情報交換を行っている。
- ・法人にある障害者入所施設を母体とし、在宅サービスや施設サービスを効果的に提供できる環境がある。受けた相談は相談支援専門員を通じて情報提供がなされ、必要な会議や情報提供を通じ、処遇の決定を行っている。もし対応が出来ない場合などは、相談のネットワークを活用し、他の法人事業所のサービスを活用するようにするなどし、サービスが滞りなく提供できるように努めている。

【児童の相談事業】

- ・委託事業である子育て支援センターとして、相談を受けた内容について行政と情報共有し、連携しながら 進めている。他法人とは定例の会議等にて情報の提供・交換を行っている。
- ・利用者(保護者)からの相談は担当保育士が対応し、場合により主任保育士・園長が加わることもある。
- ・特に社会的養護を必要とする案件(生保・虐待・DV・障がい)等の場合、所管の子ども未来部保育課と 密に連携して対応。
- ・子育てサロンを自主運営しており、お母さんと子どもが、いつも寛げるスペースとして開設、保育士が常駐している。相談に関してスーパーバイザーが対応しケースを児童館学校、保育所で連携を取りながら継続して、場合によって保護者と解決策を検討していくシステムをもっている。子育て、家庭不安を予防的に解決することを心がけて、利用者とのフラットな関係の中で話せる雰囲気を大切にしている。児童館も運営しているが、違うプログラムを持ち広く利用できるように考えている。
- ・児童:保育所での子育て支援に関する相談事業

【生活困窮者・困難者等にかかる相談事業】

- ・本園を卒園後(10年以上前)、一度は就職したが、離職後は生計困難に陥っていた者への就職斡旋や、 保護施設等へのアプローチ相談。
- かながわライフサポート事業
- ・障害を持った生活困窮者に対する相談と通院同行や服薬の管理
- ・多くは地域住民の介護負担から、介護サービスを利用したいも費用面で困っているとの相談。身寄りがなく、夫婦または兄弟、独居などで成年後見や生活保護などの適切な支援が必要なケースが多いも、自分ではできない。近隣住民も対応がわからないといったケースが聞かれる。最近は、精神疾患を患い近隣住民が困り果てているといった相談もあり、警察の対応が必要なケースも増え、地域の安心できる環境づくりの難しさを感じる。
- · 社会福祉法人等利用者負担軽減措置

【分野無記入】

- ・妹と二人暮らしであったが妹が亡くなり独居となったが、近隣の方とのトラブルや生活についての苦情があり、高齢(70歳)に加えて身体障害、知的障害があり支援の必要なケースとして相談に結びついた。拒否的で、支援も拒んでいたが、食事、身の回り、日常見守りは介護保険適応で訪問介護(ヘルパー)を受け、健康面の支援は訪問看護が支援している。日中の支援は生活介護事業所を利用している。一人暮らしを支えるため福祉と相談し、特別なニーズとして福祉サービス利用を認めてもらっている。災害時対応として、行政と対応を検討するなど、支援体制を整える課題も多くあり、複数の事業所・行政を交えた会議の開催が必要なケースである。
- ・発達の遅れに関する件

言葉の遅れ: 1歳10ヶ月検診で言葉を発しないなど気になる様子があり、専門機関へのつながり、加配保育士の配置に向けての手続き等々の相談

言葉が出ない・・・言葉が出ない。コミュニケーションがとれない、発達相談に行きたいので機関につなげてほしい。

- ・働きたいけれども学童保育に入れない
- 生活保護、母子世帯(母、小学生、5歳、3歳の4人家族)・・母親は新型うつ症で就業をしていなかったが、よい働き場所があっても小学生の長女が学童保育に入所できないので働けない。
- ・在宅の障害者からの相談に対して、サービスの必要性があると判断したら行政に相談し、サービスを受けられるようにしている。

(3) 「総合相談」に関するヒアリング調査結果

	都道府県	法人名	該当頁
1	北海道	刀圭会	
2	山形県	友愛会	
3	群馬県	植竹会	
4	千葉県	かずさ萬燈会	
5	千葉県	千葉県福祉援護会	
6	長野県	信濃福祉施設協会	
7	大阪府	ライフサポート協会	
8	大阪府	照治福祉会	
9	兵庫県	基督教日本救霊隊神戸実業学院	
10	福岡県	恵光園	
11	熊本県	肥後自活団	
12	熊本県	富合福祉会	
13	非公開		

規行	都道府県・市町村名	北海道 帯広市
規行模政	市町村人口	約 16.8 万人 (平成 26 年 8 月末)
	法人名・代表者名	社会福祉法人 刀圭会 理事長 長谷川敏
	法人所在地	北海道帯広市西 16 条北 1 丁目 27 番地 127
	光 1 凯	平成9年9月17日(登記)
	法人設立年月日	平成9年9月11日 (認可年月日)
法人概要・規模	経営施設・実施事業 法人全体の職員数	デイサービスセンターそうび苑、地域密着型介護老人福祉施設なかまど (ユニット型)、地域密着型介護老人福祉施設ななかまど (従来型)、地域密着型介護老人福祉施設にれの木 (ユニット型)、地域密着型介護老人福祉施設にれの木 (従来型)、ケアハウスそうび苑、ヘルパーステーション向日葵、小規模多機能型居宅介護にれの木、デイサービスセンターにれの木、ショートスティにれの木 (従来型)、ショートスティにれの木 (ユニット型)、小規模多機能型居宅介護ななかまど、ショートスティななかまど(従来型)、ショートスティななかまど (従来型)、ショートスティななかまど (ユニット型)、デイサービスセンターそうび「基準該当生活介護」(老人デイの余剰で実施)、指定居宅介護支援事業所はなみずき
	法人全体の職員数	
	法人年間事業収入	サービス活動収益 439, 562 千円 サービス活動外収益 4, 787 千円
	東	地域密着型介護老人福祉施設にれの木
	事業所名	地域密着型介護老人福祉施設ななかまど
	対象相談	高齢
	事業実施事業者 (主体)	社会福祉法人刀圭会
	事業開始年月	平成 24 年 2 月 1 日
総合相談事業の概要	事業実施場所・箇所数・時間	実施場所:地域密着型介護老人福祉施設にれの木、地域密着型介護老人福祉施設ななかまど 箇所数:2 開所時間:9時~17時
談	事業形態 I	自主事業
事業	事業形態Ⅱ	特定の場所(法人)常駐ワンストップ型
の概	事業連携Ⅲ	行政と多法人連携型
要	定款記載の有無	無
	相談員数	8名 (兼務 8名)
	相談員の資格	社会福祉士、ケアマネージャー
	相談員の要件の有無	特になし
	相談員の研修等	特になし
	事業予算	月1万円(年間12万円)
	対象エリア	帯広市内全域+(近隣1市3町)

	相談内容	高齢者相談、福祉サービスに関する相談全般
	相談方法	電話、訪問
	-l-n -3/k /d_ \\ \	H24 年度、H25 年度、H26 年度
	相談件数	高齢者相談 20 件
		当初、社会福祉法人刀圭会は、H10 年にケアハウスのみで開
	事業スキーム	設した。後に、地域密接の特養にれの木を設立し、今まで以上
	(事業までの経過)	に地域の方々の相談に応じる必要性が高まった。地域からの要
		請に応じ、総合相談事業を行う運びとなった。
		①帯広市はエリアが広く人口が多い。このエリアを一法人でカ
		バーするのには限界があるので、法人連絡協議会などを活用す
		るなど、地域ごとの連携や、他法人との協力関係も深めたい。
	事業所における課題	②経済的な理由により、スタッフは兼務なので、現状は不足を
		感じる場面もある。専任のスタッフを置くことと、より経験を
		積んだスタッフを配置すること、また、スタッフの教育を充実
		が出来たらよい。
		地域からの要望があっても、市や国から補助が受けられない
		場合は、総合相談事業に法人が多額の予算を設け、人手を割く
		ことが難しい。そのため、総合相談事業は、なかなか積極的に
		進まないと考えられる。
		施設などを経営する社会福祉法人がこの事業を行う目的は、
		利用者サービスか、地域貢献となり、事業からの収益は見込み
ヒア		難い。その為、最低限以上の人件費を費やすことは困難である
リン		ことが予想できる。また、単独法人内での運営であると、利用
グ	 所見・考察	者が得る情報の偏りも起こるだろう。
担当		地域の各法人から資金を募って共同運営するか、協議会や各
当者所見		地域団体、自治体などが予算を設けて運営すれば、より充実し
見		た総合相談事業の実施ができると考えられる。
		たとえば、多くの情報が集まり優秀なスタッフをもつ、核と
		なる総合相談事業所を、地域にひとつ設け、そこに地域内の各
		施設が簡単にアクセス、連携できるシステムが出来れば、利用
		者がより使いやすくどこに行っても同じサービスの受けられる
		総合相談事業を実施できると考える。

	都道府県・市町村名	山形県 (山形市、南陽市)
行政規模	市町村人口	山形県 総人口 1,131,667人(395,524世帯) 内訳: 男 543,134人 女 588,533人 山形市 253,319人(男 120,993人 女 132,326人) 南陽市 32,410人(男 15,420人 女 16,990人)
	法人名・代表者名	社会福祉法人 友愛会 理事長 荒井 冨
	法人所在地	〒990-2317 山形市みはらしの丘四丁目 15 番地 3
	法人設立年月日	平成3年8月7日 設立認可
法人概要・規模	経営施設・実施事業	 ・障がい者支援施設 すげさわの丘 (山形市) 生活介護、施設入所支援、短期入所、指定一般障がい者相談支援、指定特定障がい児相談支援、日中短期入所 ・障がい者支援施設 南陽の里 (南陽市) 生活介護、施設入所支援、短期入所、障がい者移動支援、障がい者居宅介護、指定一般障がい者相談支援、指定特定障がい児相談支援、高齢者訪問介護、日中一時支援 ・特別養護老人ホーム みはらしの丘 (山形市)施設入所、短期入所、予防短期入所 ・天然温泉老人デイサービスセンター くろさわ (山形市)通所介護、予防通所介護 ・天然温泉 湯の郷くろさわ (山形市)短期入所、予防短期入所、通所介護、予防通所介護、
	法人全体の職員数	総職員数:227人、うち正職員164人、准職員63人(9/5現在)
	法人年間事業収入	平成 25 年度 経常活動収入 1,512,883,936 円 (事業活動収入 1,534,731,684 円)
	事業所名	・障がい者相談支援センターすげさわの丘「ふらっと」 ・障がい者相談支援センター 南陽の里
	対象相談	3 障害全て対象としているが、主に身体で、重複障害者の割合 も多い。知的障害や精神障害の単独という方も利用している
総	事業実施事業者 (主体)	社会福祉法人友愛会
総合相談事業の概要	事業開始年月	 ・障がい者相談支援センターすげさわの丘「ふらっと」 指定相談事業: 平成26年2月1日 (指定以前に独自の相談支援を平成15年5月から実施) ・障がい者相談支援センター 南陽の里 指定相談事業: 平成24年4月1日 (指定以前に独自の相談支援を平成18年11月から実施)
	事業実施場所・箇所数・時間	・障がい者相談支援センターすげさわの丘「ふらっと」 障がい者支援施設「すげさわの丘」内

	(山形市すげさわの丘 727 番地 47)
	営業時間 午前9時~午後6時
	・障がい者相談支援センター 南陽の里
	障がい者支援施設「南陽の里」内
	(南陽市宮内 1204 番地の 3)
	営業時間 午前8時30分~午後5時30分
	※ いずれの事業所も上記時間以外にも電話等による緊急時の
	連絡体制が整っている
事業形態 I	自主事業・委託事業
事業形態Ⅱ	特定の場所(法人)常駐ワンストップ型
事業連携Ⅲ	行政と多法人連携型
定款記載の有無	有
	4名(専任 1名・兼務 3名)
相談員数	ふらっと(専任 1名・兼務 1名)
	南陽の里(専任 0名・兼務 2名)
相談員の資格	社会福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事
セットの事件の大何	社会福祉士または社会福祉主事資格を有していること
相談員の要件の有無	相談支援専門員研修を受講していること
	相談支援専門員研修
	山形県障がい者相談支援従事者研修
相談員の研修等	・障がい者相談支援初任者研修
	・障がい者相談支援現任研修
	その他、法人が必要とする研修会等に参加
事業予算	法人合計 経常収入 9,312 千円 (うち、区分間繰入5,000 千円)
争来了,	経常支出 7,241 千円
事業予算に対する注記	市からの委託費 2,088 千円 (南陽の里のみ)
注記の詳細	ただし、当該市民に限る
	地域に定めなし
	※ ただし、「相談支援センター南陽の里」は主に置賜地域全域
対象エリア	(内陸部南部を指す地方)、「相談支援センターすげさわ
	の丘ふらっと」は主に村山地域全域(山形盆地を中心とし
	た地域)
相談内容	障害者相談、その他(障害児相談、障がいサービス利用計画等)
+□⇒k → ›	行政からの紹介、電話、訪問、その他(相談者が直接事業所へ
相談方法	訪問 等)
	H24 年度 障害者相談 約 290 件
相談件数	H25 年度 障害者相談 約 390 件
	H26 年度 障害者相談 約 200 件 (9 月現在の概算)

平成 15 年から実施される支援費制度に伴い、障害者が総合的なサービスが受けられるようにサポートするために、「身体障害者療護施設すげさわの丘 (現、障がい者支援施設)」で自主事業として開設準備を行う。身体・知的・精神の 3 障害を対象にホームヘルパーやショートステイなどの利用支援、情報提供を総合的に行う事業を展開。フリーダイヤルで利用しやすい環境を整え、地域を限定することなく利用できるようにした。

平成 18 年 11 月に「身体障害者療護施設 南陽の里 (現、障がい者支援施設)」の開所と同時に「障がい者相談支援センター南陽の里」で南陽市より一部委託を受け、主に身体障害者の相談支援事業を開始。

平成24年4月、「障がい者相談支援センター南陽の里」で、 指定一般障害者相談支援事業及び指定特定障害児相談支援事業 の認可を受け事業開始。続いて、平成26年2月、「障がい者相 談支援センターすげさわの丘 ふらっと」で、指定一般障害者 相談支援事業及び指定特定障害児相談支援事業の認可を受け事 業開始。現在、自治体の委託を受けているのは「南陽の里」の みで、事業費としては、ほぼ自主財源(55%)と自立支援費(22%) となっている。

いずれの施設についても、地域の自立支援協議会で他法人・ 他事業所及び関係機関との連携をとっている。

今後の展望としては、障がいにとらわれず、総合相談事業として利用しやすい地域に事業所を移し、「障害者(児)」や「高齢者」といった枠組みの中で完結するのではなく、相談者の状況に応じてその必要性や社会資源の活用などを考慮し、現制度の中で最善を尽くせる総合的な相談支援を行っていきたい。

また、障害児にも重点を置き、障害児やその家族を継続的に 支援し、支援学校等を卒業した後の進路や地域生活上の支援、 あるいは障害者施設利用や入所等への支援を行っていきたい。

①特に障害者の相談事業の場合は、その認知度が低いがために、 必要としている障害者に必要な情報の提供や支援ができない状況にある。加えて、地域性もあるのだが、山形県の場合は公共 交通機関の整備が整っていないため、事業所の立地条件も課題 となる。

②専門的知識と経験を有する職員の確保あるいは育成が難しく、その教育・研修等についても、障害者・障害児・高齢者などがそれぞれ単独で実施されており、他事業からの受入をしておらず、現在行っている相談員が多分野にわたる知識と経験を得るのが難しい。

③財源の確保については、他事業からの余分な収入がないと困難であることも課題として上げられる。

事業所における課題

事業スキーム

(事業までの経過)

るが、法人内には高齢者施設もあり、又行政 目的な支援のため)との連携も確立されてお 見在の課題等も法人としてしっかり把握され 高い機能の総合相談の実施に向けて進まれて
見在の課題等も法人としてしっかり把握され 高い機能の総合相談の実施に向けて進まれて
高い機能の総合相談の実施に向けて進まれて
,
٥٠.
中でも挙げられているが、現相談員(2名+2
の知識の習得及び、新たな相談員の確保(或
が大きな課題であると思われる。
所は県域が異なり、事業所間に距離があり、
とを高めていくには大きな労力が必要になっ
る。 まずは、法人内に高齢者施設のある山
で展開されることが望ましいと思われる。

規行	都道府県・市町村名	群馬県伊勢崎市
模政	市町村人口	約 21 万人
法人概要・提	法人名・代表者名	社会福祉法人 植竹会 理事長 島田洋子
	法人所在地	群馬県伊勢崎市馬見塚町 1196-1
	法人設立年月日	認可:昭和55年3月31日 登記:昭和55年4月18日
	経営施設・実施事業	・特別養護老人ホーム・ショートステイ・ケアハウス・デイサービス・ホームヘルプ・居宅介護支援・保育所
規模	法人全体の職員数	138人
	法人年間事業収入	約 800,000 千円
	事業所名	ゆたか高齢者地域支援センター
	対象相談	高齢が中心
	事業実施事業者 (主体)	社会福祉法人植竹会
	事業開始年月	平成 18 年 4 月 1 日
		実施場所:群馬県伊勢崎市(法人施設内)
	事業実施場所・箇所数・時間	箇所数:1
		開所時間:8:30~17:30
	事業形態 I	委託事業
	事業形態Ⅱ	特定の場所(法人)常駐ワンストップ型
	事業連携Ⅲ	1法人型
	定款記載の有無	無
	相談員数	2名(兼務 2名)
	相談員の資格	看護師、介護支援専門員
総合相	相談員の要件の有無	相談援助業務経験がある者を相談員としている。
相談	相談員の研修等	介護支援専門員基礎研修・専門研修、継続研修
事業	事業予算	1,250 千円 (年間委託料)
\mathcal{O}	事業予算に対する注記	市からの委託費(全額)
概要	対象エリア	伊勢崎市豊受地区
	相談内容	高齢者相談
	相談方法	行政からの紹介、電話、メール、訪問
		H25 年度
	相談件数	高齢者相談 167 件、児童相談 0 件(細かなものは併設の保育園
		で対応している)
		H26 年度
		高齢者相談 88 件(年度途中)
		元々施設開設時に在宅介護支援センター併設であったが、伊
	事業スキーム (事業までの経過)	勢崎市では平成 18 年 3 月でセンターを廃止し、(定款からも削
		除) 市直営で一か所の地域包括支援センターのブランチとして
		今まで在介を運営していた法人に高齢者地域支援センターとし
		ての委託を始めたものが現在も続いている。基本的には、地域

		の相談窓口としての機能が求められているのだろうが、相談内
		容はどうしても併設の特養の入所相談や在宅サービス利用希望
		相談が多い。今後は、社会福祉法人の地域貢献もあり、地域包
		括ケアシステム構築もあるので、今以上地域に開かれた相談窓
		口として機能させたいと考える。
		現在当法人は、保育と高齢事業であり、それぞれの相談をそ
		れぞれの施設が受け対応しているので、今後はまず二種別でも
		横断的に連携を持てるような協力体制を確保し、近隣の障害関
		世法人とも連携を図れるよう依頼をしていくこととする。また
		今後増加するであろう地域の問題は、家族、家庭に起因するこ
		とが見込まれるため、福祉3種別のみならず、地域の社会資源
		とのネットワーク構築を目指していく所存である。地域の問題
		を専門家だけではなく、地域の方々とのネットワークを活かし
		ながら解決に持っていくことも大切であるし、そういう社会福
		祉法人の姿勢を地域が評価、そして地域づくりにも参画する法
		人に対して地域が法人のサポーターとなれるような関係になり
		たいと考えている。
		①法人施設内の共通理解、組織作り
	事業所における課題	②地域住民、団体への事業周知、内容等のアピール
	FAMILIANT STANKS	③専門職としてのソーシャルワーク力向上の為の研修等知識
		技術獲得機会の確保
		地域における総合相談を考えた際、法人では2種別であって
	所見・考察	もそれぞれがほとんど連携できていない。法人内での組織作り
		をし、相談が来た際のマニュアルチャートなどの作成を通し、
		連携できる体制を作っていく予定。
		現在、地域への相談窓口の周知不足の為、相談内容が各種別
		毎になっている。今後はまず地域住民への相談窓口の周知を行
ヒア		い、気軽に話が聞ける場所というイメージも含めた PR をしてい
リ ン		く予定である。また障害関係法人との連携を図り、担当者との
グ		関係づくりをしていく。また地域自治会や民生委員、ボランテ
担当		ィア団体等との関係も深め、その方々から、何かあれば(困り
担当者所見		ごとに限らず) 相談していただけるよう、接点を持ちアピール
げ 見		していく。その為に管理者のみならずスタッフが地域に出てい
		き、交わりに参加するなどし、法人施設を知っていただく機会
		を多くする。「地域を良くする社会福祉法人」「地域の為の社会
		福祉法人」など地域へ積極的に出向き関係性を築くための活動
		を法人全体で取り組んでいこうとしている。
		相談は待っていても来ないので、まず相談してもらえる関係
		づくりに努める。
	<u>I</u>	1

規行	都道府県・市町村名	千葉県木更津市
模政	市町村人口	約 13 万人
\ \	法人名・代表者名	社会福祉法人 かずさ萬燈会 理事長 渡邉 元貴
	法人所在地	千葉県木更津市井尻 951 番地
法人	法人設立年月日	平成6年8月
人概要		相談事業所 ほっと
•	経営施設・実施事業	障害児・者の相談事業
規模	法人全体の職員数	300 名
	法人年間事業収入	1, 423, 300 千円
	事業所名	相談事業所 ほっと
	対象相談	障害者(知的・身障・精神)・障害児(知的)・児童
	事業実施事業者 (主体)	社会福祉法人 かずさ萬燈会
	事業開始年月	平成 18 年 10 月
		実施場所:千葉県木更津市井尻 942 番地
	事業実施場所・箇所数・時間	箇所数: 1
		開所時間:8:30 ~ 17:30
	事業形態 I	自主事業・補助事業・委託事業(混合)
	事業形態Ⅱ	事業所ごとのオンコール型
	事業連携Ⅲ	行政と多法人連携型
	定款記載の有無	有
	相談員数	2名 (専任2名)
	相談員の資格	社会福祉士 2名
総合相	相談員の要件の有無	相談支援専門員研修受講済者
相談	相談員の研修等	相談支援専門員研修、継続研修
事業	事業予算	収入合計 15,008 千円
\mathcal{O}		市からの委託金 7,000 千円
概要	事業予算に対する注記	計画相談収入 3,175 千円
		法人拠出 4,833 千円
	対象エリア	木更津市全域
		「社会福祉法人 かずさ萬燈会 木更津市全域 成人・知的]
		社会福祉法人 みづき会 木更津市全域 成人・三障害
		社会福祉法人のゆり会 対象 児童
	相談内容	障害者・児相談、虐待に関する相談、家庭相談
	相談方法	行政からの紹介、電話、訪問
		※H25 年度以降実績計算の方法が変更になっている
		H24 年度
	相談件数	児童相談 201 件、障害者相談 1,521 件
		H25 年度
		児童相談 41 件、障害者相談 269 件

	H26 年度 (4~9 月まで)
	児童相談 1件、障害者相談 183件
	これまで、障害者に関する相談機関がなかったこと危惧して
	いた。障害者自立支援法により市の認可により事業実施が可能
	になったことを受けて平成 18 年 10 月に直ちに事業を実施。
事業スキーム	翌年度からは木更津市から委託費を受け、障害者の相談につい
(事業までの経過)	て協働して、実施することとなる。役割としては、市の障害福
	祉課の支所とした。
	実施当初から、市内における様々な機関とのよこのつながり
	を重視し、現在は市内の自立支援協議会の事務局も実施。
	①実施開始直後から一貫して、相談事業のスタイルは、高齢者
	福祉における、地域包括支援センターをモデルに、中立・公正
	及び広報啓発を重点的に実施してきたが、制度の変更に伴い、
	計画相談実施により、計画相談の書類作成に終日費やされてい
	る状況。(ケアプラン作成事業者と地域包括機能事業者の混在)
事業所における課題	②計画相談作成による収入が発生したことに伴い、委託費のあ
	り方について混乱が生じている。(委託費収入とケアプラン作成
	収入)
	③自立支援協議会事務局として、障害福祉に関する市の地域診
	断を明らかにして、市政への反映にどのように結び付けていく
	かが課題となっている。

「総合相談」ヒアリングシート⑤

規行	都道府県・市町村名	千葉県船橋市
模政	市町村人口	約62万人(平成26年9月現在)
法	法人名・代表者名	社会福祉法人 千葉県福祉援護会 理事長 武石 直人
	法人所在地	千葉県船橋市藤原 8-17-2
人	法人設立年月日	創業:昭和21年3月、設立:昭和22年11月
人概要	経営施設・実施事業	高齢: (特養 2、デイ 4、訪問 1、居宅 2、包括 3)・障害: (施設
規		2、就労1、小活介護2、リハビリセンター1)、保育:2
模	法人全体の職員数	平成 25 年 4 月現在 536 人
	法人年間事業収入	約 2,700,000 千円 (平成 2 5 年度)
	事業所名	特別養護老人ホーム ローゼンヴィラ藤原(他、各事業所)
	対象相談	高齢 ・ 児童 ・ 虐待 ・ 生活困窮
	A 1 多 1 日 即 2	障害 (身体・知的・精神)・その他 (地域の中で困っていること)
	事業実施事業者 (主体)	社会福祉法人
		平成 22 年 4 月 1 日
	事業開始年月	※特養など事業所で独自に行ったのは平成22年4月
		通常の委託事業等の相談業務は別
	事業実施場所・箇所数・時間	実施場所:特養 ローゼンヴィラ藤原内(他、各事業所)
		箇所数:16 (事業所)
		開所時間:概ね9:00~17:00
	事業形態I	自主事業
総	事業形態Ⅱ	ワンストップ型で各担当事業所への紹介
総合相談事業	事業連携Ⅲ	ケースにより、行政・近隣事業所と連携
談事	定款記載の有無	無
	相談員数	30 名 (兼務 30 名)
の概	相談員の資格	社会福祉士または介護業務の実務経験があり、各事業所の部門
要		で係長、課長などの役職者または、それを補佐できる能力を有
		している主任、担当者。
	相談員の要件の有無	特に規定なし。
	相談員の研修等	通常事業と並行して実施の為、明確な事業予算の算定はなし。
	事業予算	特になし。
	対象エリア	概ね各事業所窓口の生活圏域。(例)船橋市藤原は法典地区
	相談内容	高齢者相談(隣人の父親と娘が介護保険の事を知らないのでは
		ないか等)、虐待に関する相談(行政・包括からの一時保護等)、
		生活困窮相談 (水道光熱費払えない状況のかたの一時保護)、そ
		の他(町内会の高齢化に伴う夏祭りの運営協力等)
	相談方法	行政からの紹介、訪問、その他 (施設面会時に相談)

	H24 任度
相談件数	日24年度 高齢者相談:(船橋市法典地域包括支援センター960件・千葉市 あんしんケアセンター蘇我 690件・千葉市あんしんケアセンター稲毛 250件・ローゼンヴィラはま野居宅介護支援事業所 106件・ヴェルフ藤原居宅介護支援事業所 59件・特別養護老人ホームローゼンヴィラ藤原 9件・特別養護者人ホームローゼンヴィラ藤原 9件・特別養護者人ホームローゼンヴィラ藤原 9件・特別養護者人ホームローゼンヴィラ藤原 9件・特別養護者人ホームローゼンヴィラ藤原 98件)、虐待に関する相談:(船橋市法典地域包括支援センター11件・千葉市あんしんケアセンター蘇我 11件・千葉市あんしんケアセンター稲毛 6件・特別養護者人ホームローゼンヴィラはま野 1件)、生活困窮:(船橋市法典地域包括支援センター106件・千葉市あんしんケアセンター蘇我 20件・千葉市あんしんケアセンター蘇我 20件・千葉市あんしんケアセンター蘇我 20件・千葉市あんしんケアセンター稲毛 7件)、その他:2件(町内の祭りの協力・町会の会館の境界について)H25年度 高齢者相談:(船橋市法典地域包括支援センター994件・千葉市あんしんケアセンター蘇我 550件・千葉市あんしんケアセンター「主」がイラはま野居宅介護支援事業所 114件・特別養護者人ホームローゼンヴィラ藤原 6件・特別養護者人ホームローゼンヴィラ藤原 6件・特別養護者人ホームローゼンヴィラ藤原 16件)、児童相談:(船橋市法典地域包括支援センター11件・千葉市あんしんケアセンター蘇我 13件・千葉市あんしんケアセンター稲毛 9件)、生活困窮:((船橋市法典地域包括支援センター125件・千葉市あんしんケアセンター蘇我 18件・千葉市あんしんケアセンター稲毛 10件)、その他:4件(町内の祭りの協力・町内の入院者の状況を確認してほしい・隣の親子が介護疲れで心配等)H26年度集計中
事業スキーム (事業までの経過)	予てより、地域の相談窓口としての機能強化が社福や特養にも求められていると感じ、施設入所へのサービスの向上以外にも地域に向けた特養の相談機能の活用を図ることが急務と考え、高齢者事業部の事業計画にコミュニティーマネジャー(地域の相談担当)の配置を盛り込み、地域福祉推進委員会を中心に各事業所の相談員(役職者)に地域の窓口として、地域に向けた相談窓口の設置を開始する。
事業所における課題	①もともと在支や地域包括支援センター等の総合相談事業があり、もう一方で特養などでは義務化されていない不明確な領域

	I	
		の相談窓口のため、明確な対応記録や報告関連の整備がされて
		いない。
		②軽微な相談にも対応しているが、地域の方からや家族から近
		所のことについての相談に都度、対応している段階で終わって
		いる現状がある。しっかりと相談記録として残し、実績として
		伝えられる体制整備が必要と思われる。
	所見・考察	法人内で「地域福祉推進計画」を立て、計画に沿った地域支
		援活動を行っている。従って、法人全体での地域に対するボラ
		ンティア精神が非常に強いことが感じられた。
		特養は地域のものであるという意識付けが徹底されている。
l E		各事業所で総合相談窓口を設け担当者を兼務で置き、どんな相
ア		談でも座ってもらい話を聞くことを徹底している。
リン		また、定期的に自治会長宅などに出向き、地域課題(ご近所ト
グ 扣		ラブル・介護問題・防犯・防災・地域イベント等の課題点など)
グ担当者所		や悩み事がないかどうか聞いてまわるという、相談を施設で待
所		っているのではなく、積極的に外へ出かけて悩み事を自分たち
見		で見つけるという姿勢であった。
		広報誌や HP を活用し、窓口の紹介や地域行事への参加の様子
		などを記載し、広く一般に PR 活動を行っている。
		今後の課題は、もっと一般の方に窓口があることを周知して
		もらえるように努めたいとの事であった。

規行模政	都道府県・市町村名	長野県長野市
	市町村人口	約 38 万人
法人概要	法人名・代表者名	社会福祉法人 信濃福祉施設協会 理事長 西村晴彦
	法人所在地	長野県長野市新諏訪 1-1-60
	法人設立年月日	設立:昭和28年9月28日 登記:昭和28年11月4日
•	経営施設・実施事業	救護施設 (旭寮)
規模	法人全体の職員数	27 人
	法人年間事業収入	約 270,000 千円
	事業所名	ゆめのは (訪問・通所サービス)
	対象相談	生活相談や支援、健康、持病等の相談、就労相談や支援、その他様々な相談
	事業実施事業者 (主体)	救護施設 旭寮
	事業開始年月	平成 26 年 4 月
		実施場所:長野市新諏訪
	事業実施場所・箇所数・時間	箇所数:1
		開所時間:9:00~18:00
	事業形態 I	自主事業
	事業形態Ⅱ	特定の場所(法人)常駐ワンストップ型
	事業連携Ⅲ	1 法人型
	定款記載の有無	無
	相談員数	1名 (専任1名)
総合相	相談員の資格	精神保健福祉士、看護師、介護支援専門員、障害者相談支援専門員
総合相談事業の概要	相談員の要件の有無	今の所具体的には決めてはいないが、ソーシャルワーク的関わりへ影響を与えるので、相談援助機能に適した資格者が見込まれる。(現在看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員、障害者相談支援専門員資格所持のベテラン相談員が担当中)
	相談員の研修等	通所事業研修(施設見学)、相談支援従事者研修(3日間)、 精神保健福祉担当者基礎研修、生活困窮者自立促進支援従事者 研修、相談支援従事者研修、浜松通所事業施設見学(H25.2~3) 地域活動支援センター(4日間)
	事業予算	約 6,000 千円
	事業予算に対する注記	全額旭寮より拠出
	注記の詳細	社会福祉法人の社会貢献事業のための自主事業として取り組ん
		でいる。
	対象エリア	施設近隣
	相談内容	高齢者相談、障害者相談、虐待に関する相談、生活困窮相談、
		家庭相談

	和狄卡注	行政からの紹介、電話、メール、訪問
	相談方法	その他 (病院や社協、保健センターや事業所からの連絡)
	相談件数	H26 年度
		高齢者相談3件、児童相談0件、障害者相談3件 虐待に関す
		る相談1件(障害と重複)、生活困窮14件(重複あり)
		事業開始のきっかけは、救護施設独自で、居宅生活訓練事業
		を終えた方や新しく始める保護施設通所事業のため、また、社
		福の地域貢献事業の一つとして、そして更生保護施設としての
		閉鎖性を無くし、地域へ関わっていくことを目的に平成26年4
		月より始めた。法人定款への記載はまだせず、実際に動いてみ
		て考えようとしている。
		当初は長野市の厚生課にまず相談しアドバイスをいただき、
	す Ψっよ)	市民活動支援課なども来所いただき、相談に乗っていただいた。
	事業スキーム (事業までの経過)	関係者同士(施設トップ)が集い、行政、福祉、医療関係者等
		で連携会議を開催してから、実際に依頼が来るようになった。
		長野市保健センターが主な依頼先だが、周知され、病院、民生
		委員、包括支援センター、地域活動センターなど依頼先は広が
		っている。
		現在ベテラン相談員1名体制にて実施中であり、それほど多
		くの動きができないが、サービス利用前 (インテーク面接時)
		に行政や事業所も同席し、サービス内容を決め、不便を感じる
		事や時間、回数など本人と確認していく。
		①本体事業への負担増
		②相談員の増員と事業費収入の確保(独自事業のメリットは、
	事業所における課題	ニーズに柔軟に対応できること)
		③ホームレス受け入れ事業(独自)との連携(現在縛りが無く
		自由な幅で事業が出来ているという)
	所見・考察	まずやってみて考えるという姿勢に法人の自主性が強く出て
		いる。現在の救護施設(措置施設)という立場で今までなかな
		か近隣との接点がなく(利用者も近隣者がいない)閉鎖的な面
		もあったというので、地域における様々な生活困窮者に対して、
と		特に社会保障や既存の福祉サービス等の支援では網羅しきれな
アリ		い事例に対し相談や支援を積極的に行っている。また、この事
リング担当者所見		業の活用により保護施設通所事業を円滑に進めることも考えて
		いる。
		今年度の目標で、理念や目標の確立、短中長期計画立案、様々
		な機関・団体(障害授産施設や GH 等他種別の施設、民生委員、
		ケアマネ、福祉事務所、その他関係機関)と連携を持つことや
		保護施設通所事業の準備、旭寮の既存事業、ホームレス支援事
		業等の連携で事業の発展を考えている。2~3年後の目標では、
		保護施設通所事業を軌道化、総合相談支援事へ向けた準備(資

格等)、新事業老人デイサービスとの連携の準備、新たな相談員の育成を考え、5年後の目標で、地域における総合相談支援の拠点となり、障害者自立支援法の地域生活支援事業や障害者相談支援事業等にも関わりを持っていくとしている。

法人独自事業として一時的な持ち出しがあるものの、長い目で見て(中長期計画等の作成も通し)法人の将来への投資と考えれば有効的な支出になると思うし、そうしなければならない。また種別に拘らず、また他種別横断などと言わずに、今後は種別云々ではなく、社会福祉法人として地域づくりに参画し、それぞれの地域にある福祉的ニーズを積極的に掘り起し、そのニーズ充足のために関係機関とのネットワークを駆使し、地域住民一人ひとりが暮らしやすい地域にしていくことが、社会福祉法人としての使命のように、このヒアリングを通し感じることができた。

旭寮の3年後の施設の建て替えを控え、今後の構想も含めた中で、今までの既存サービスや独自事業に加え、地域との関わりをいかに多くしていくか、その地域中でどういう活動が行えるのか、まさに地域包括ケアを見据えた法人の在り方を考える上での大切な視点に改めて気付くことができた。

模 政 市町村人口 約 268 万人 社会福祉法人 ライフサポート協会 理事長 藤本 俊i 法人の在地 大阪府大阪市帝塚山東 5-8-3 法人設立年月日	規行	都道府県・市町村名	大阪府大阪市住吉区
法人所在地 大阪府大阪市帝塚山東 5-8-3 法人設立年月日 平成 11 年 7 月 ○介護保険事業所	模政	市町村人口	約 268 万人
法人設立年月日		法人名・代表者名	社会福祉法人 ライフサポート協会 理事長 藤本 俊彦
○介護保険事業所 ・特別養護老人ホーム (30名) ・短期入所生活介護(5名) ・デイサービス(30名) ・ベルパーステーション ・小規模多機能型居宅介護(25名): 2 ・ケアプランセンター ・地域包括支援センター ・認知症対応型共同生活介護(9名) ・認知症対応型通所介護 ・生活支援型食事サービス ・障がい福祉サービス等事業所 ・相談支援事業 ・短期入所(4名) ・共同生活援助 (7名、8名): 2 ・放課後デイ (10名×3、8名): 4 ・ベルパー事業所 ・生活介護通所支援 (20名、24名、25名): 3 ・就労継続支援 B型 (12名、15名): 2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常勤職員 250名 合計 375名 法人年間事業収入 1、142、246 千円 1)地域包括支援センター 2)ケアプランセンター 3)障がい児者相談支援事業所		法人所在地	大阪府大阪市帝塚山東 5-8-3
・特別養護老人ホーム (30名) ・短期入所生活介護(5名) ・デイサービス(30名) ・ベルパーステーション ・小規模多機能型居宅介護(25名):2 ・ケアプランセンター ・地域包括支援センター ・認知症対応型共同生活介護(9名) ・認知症対応型共同生活介護(9名) ・認知症対応型通所介護 ・生活支援型食事サービス ○障がい福祉サービス等事業所 ・相談支援事業 ・短期入所(4名) ・共同生活援助 (7名、8名):2 ・放課後デイ (10名×3、8名):4 ・ベルパー事業所 ・生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3 ・就労継続支援 B型 (12名、15名):2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常勤職員 250名 合計 375名 法人年間事業収入 1、142、246 千円 1)地域包括支援センター 2)ケアプランセンター 3)障がい児者相談支援事業所		法人設立年月日	平成 11 年 7 月
- 短期入所生活介護(5名) - デイサービス(30名) - ヘルパーステーション - 小規模多機能型居宅介護(25名):2 - ケアプランセンター - 地域包括支援センター - 地域包括支援センター - 認知症対応型共同生活介護(9名) - 認知症対応型通所介護 - 生活支援型食事サービス ()障がい福祉サービス等事業所 - 相談支援事業 - 短期入所(4名) - 共同生活援助 (7名、8名):2 - 放課後デイ (10名×3、8名):4 - ヘルパー事業所 - 生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3 - 就労継続支援 B型 (12名、15名):2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常動職員 250名 合計 375名 法人年間事業収入 1,142,246千円 1) 地域包括支援センター - 事業所名 2) ケアプランセンター - 3) 障がい児者相談支援事業所			○介護保険事業所
・デイサービス(30名) ・ヘルパーステーション ・小規模多機能型居宅介護(25名):2 ・ケアプランセンター ・地域包括支援センター ・認知症対応型共同生活介護(9名) ・認知症対応型共同生活介護(9名) ・認知症対応型通所介護 ・生活支援型食事サービス ○障がい福祉サービス等事業所 ・相談支援事業 ・短期入所(4名) ・共同生活援助 (7名、8名):2 ・放課後デイ (10名×3、8名):4 ・ヘルパー事業所 ・生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3 ・就労継続支援B型 (12名、15名):2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常勤職員 250名 合計375名 法人年間事業収入 1,142,246千円 1) 地域包括支援センター 事業所名 2) ケアプランセンター 3) 障がい児者相談支援事業所			・特別養護老人ホーム (30名)
・ヘルパーステーション ・小規模多機能型居宅介護(25名):2 ・ケアプランセンター ・地域包括支援センター ・認知症対応型共同生活介護(9名) ・認知症対応型共同生活介護(9名) ・認知症対応型共同生活介護(9名) ・認知症対応型共同生活介護 ・生活支援型食事サービス ○障がい福祉サービス等事業所 ・相談支援事業 ・短期入所(4名) ・共同生活援助 (7名、8名):2 ・放課後デイ (10名×3、8名):4 ・ヘルパー事業所 ・生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3 ・就労継続支援 B型 (12名、15名):2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常勤職員 250名 合計 375名 法人年間事業収入 1,142,246 千円 1) 地域包括支援センター 事業所名 2) ケアプランセンター 3) 障がい児者相談支援事業所			・短期入所生活介護(5名)
・小規模多機能型居宅介護(25名):2 ・ケアプランセンター ・地域包括支援センター ・認知症対応型共同生活介護(9名) ・認知症対応型連両所介護 ・生活支援型食事サービス ○障がい福祉サービス等事業所 ・相談支援事業 ・短期入所(4名) ・共同生活援助 (7名、8名):2 ・放課後デイ (10名×3、8名):4 ・ヘルパー事業所 ・生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3 ・就労継続支援B型 (12名、15名):2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常勤職員 250名 合計375名 法人年間事業収入 1,142,246 千円 1) 地域包括支援センター 事業所名 2) ケアプランセンター 3) 障がい児者相談支援事業所			・デイサービス(30名)
 ・ケアプランセンター ・地域包括支援センター ・認知症対応型共同生活介護(9名) ・認知症対応型通所介護 ・生活支援型食事サービス ○障がい福祉サービス等事業所 ・相談支援事業 ・短期入所(4名) ・共同生活援助 (7名、8名):2 ・放課後デイ (10名×3、8名):4 ・ヘルパー事業所 ・生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3 ・就労継続支援B型 (12名、15名):2 			・ヘルパーステーション
法人概要・規模 ・地域包括支援センター ・認知症対応型共同生活介護(9名) 経営施設・実施事業 ・認知症対応型通所介護 ・生活支援型食事サービス ○障がい福祉サービス等事業所 ・相談支援事業 ・短期入所(4名) ・共同生活援助 (7名、8名):2 ・放課後デイ (10名×3、8名):4 ・ヘルパー事業所 ・生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3 ・就労継続支援 B型 (12名、15名):2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常勤職員 250名 合計 375名 法人年間事業収入 1,142,246 千円 事業所名 2) ケアプランセンター 3) 障がい児者相談支援事業所			・小規模多機能型居宅介護(25名):2
要・規模 ・認知症対応型通所介護・生活支援型食事サービス ○障がい福祉サービス等事業所・相談支援事業・短期入所(4名)・共同生活援助 (7名、8名):2・放課後デイ (10名×3、8名):4・ヘルパー事業所・生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3・就労継続支援 B型 (12名、15名):2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常勤職員 250名 合計 375名 法人年間事業収入 1,142,246 千円 1) 地域包括支援センターコンセンターコンセンターコンテンセンターコンテンセンターコンロースのでは、1,22を表示である。 3) 障がい児者相談支援事業所			・ケアプランセンター
要・規模 ・認知症対応型通所介護・生活支援型食事サービス ○障がい福祉サービス等事業所・相談支援事業・短期入所(4名)・共同生活援助 (7名、8名):2・放課後デイ (10名×3、8名):4・ヘルパー事業所・生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3・就労継続支援 B型 (12名、15名):2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常勤職員 250名 合計 375名 法人年間事業収入 1,142,246 千円 1) 地域包括支援センターコンセンターコンセンターコンテンセンターコンテンセンターコンロースのでは、1,22を表示である。 3) 障がい児者相談支援事業所	法		・地域包括支援センター
要・規模 ・認知症対応型通所介護・生活支援型食事サービス ○障がい福祉サービス等事業所・相談支援事業・短期入所(4名)・共同生活援助 (7名、8名):2・放課後デイ (10名×3、8名):4・ヘルパー事業所・生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3・就労継続支援 B型 (12名、15名):2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常勤職員 250名 合計 375名 法人年間事業収入 1,142,246 千円 1) 地域包括支援センターコンセンターコンセンターコンテンセンターコンテンセンターコンロースのでは、1,22を表示である。 3) 障がい児者相談支援事業所	概		・認知症対応型共同生活介護(9名)
○障がい福祉サービス等事業所 ・相談支援事業 ・短期入所(4名) ・共同生活援助 (7名、8名):2 ・放課後デイ (10名×3、8名):4 ・ヘルパー事業所 ・生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3 ・就労継続支援B型 (12名、15名):2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常勤職員 250名 合計 375名 法人年間事業収入 1,142,246 千円 1) 地域包括支援センター 事業所名 2) ケアプランセンター 3) 障がい児者相談支援事業所	要・	経営施設・実施事業	・認知症対応型通所介護
○障がい福祉サービス等事業所 ・相談支援事業 ・短期入所(4名) ・共同生活援助 (7名、8名):2 ・放課後デイ (10名×3、8名):4 ・ヘルパー事業所 ・生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3 ・就労継続支援B型 (12名、15名):2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常勤職員 250名 合計 375名 法人年間事業収入 1,142,246 千円 1) 地域包括支援センター 事業所名 2) ケアプランセンター 3) 障がい児者相談支援事業所	規措		・生活支援型食事サービス
 ・短期入所(4名) ・共同生活援助 (7名、8名):2 ・放課後デイ (10名×3、8名):4 ・ヘルパー事業所 ・生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3 ・就労継続支援 B型 (12名、15名):2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常勤職員 250名 合計 375名 法人年間事業収入 1,142,246千円 1) 地域包括支援センター 事業所名 2) ケアプランセンター 3) 障がい児者相談支援事業所 	()		○障がい福祉サービス等事業所
 ・共同生活援助 (7名、8名):2 ・放課後デイ (10名×3、8名):4 ・ヘルパー事業所 ・生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3 ・就労継続支援B型 (12名、15名):2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常勤職員 250名 合計 375名 法人年間事業収入 1,142,246千円 1) 地域包括支援センター 2) ケアプランセンター 3) 障がい児者相談支援事業所 			• 相談支援事業
 ・放課後デイ (10名×3、8名):4 ・ヘルパー事業所 ・生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3 ・就労継続支援B型 (12名、15名):2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常勤職員 250名 合計 375名 法人年間事業収入 1,142,246千円 1) 地域包括支援センター 事業所名 2) ケアプランセンター 3) 障がい児者相談支援事業所 			・短期入所(4名)
・ヘルパー事業所 ・生活介護通所支援 (20 名、24 名、25 名): 3 ・就労継続支援 B型 (12 名、15 名): 2 法人全体の職員数 正職員 125 名 非常勤職員 250 名 合計 375 名 法人年間事業収入 1, 142, 246 千円 1) 地域包括支援センター 2) ケアプランセンター 3) 障がい児者相談支援事業所			・共同生活援助 (7名、8名):2
・生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3 ・就労継続支援 B型 (12名、15名):2 法人全体の職員数 正職員 125名 非常勤職員 250名 合計 375名 法人年間事業収入 1,142,246千円 1) 地域包括支援センター 2) ケアプランセンター 3) 障がい児者相談支援事業所			・放課後デイ (10名×3、8名):4
・就労継続支援 B 型 (12 名、15 名): 2 法人全体の職員数 正職員 125 名 非常勤職員 250 名 合計 375 名 法人年間事業収入 1,142,246 千円 事業所名 2) ケアプランセンター 3) 障がい児者相談支援事業所			・ヘルパー事業所
法人全体の職員数正職員 125名 非常勤職員 250名 合計 375名法人年間事業収入1,142,246 千円1) 地域包括支援センター 事業所名2) ケアプランセンター 3) 障がい児者相談支援事業所			生活介護通所支援 (20名、24名、25名):3
法人年間事業収入1,142,246 千円1) 地域包括支援センター事業所名2) ケアプランセンター3) 障がい児者相談支援事業所			・就労継続支援 B 型 (12 名、15 名):2
1) 地域包括支援センター事業所名2) ケアプランセンター3) 障がい児者相談支援事業所		法人全体の職員数	正職員 125名 非常勤職員 250名 合計 375名
事業所名2) ケアプランセンター3) 障がい児者相談支援事業所		法人年間事業収入	1, 142, 246 千円
3) 障がい児者相談支援事業所			1) 地域包括支援センター
		事業所名	2) ケアプランセンター
			3) 障がい児者相談支援事業所
対象相談 高齢・障害(身体・知的・精神)		対象相談	高齢・障害(身体・知的・精神)
総 事業実施事業者 (主体) 社会福祉法人	総合相談事業の概要	事業実施事業者 (主体)	社会福祉法人
合 1) 平成 25 年 4 月 1 日			1) 平成 25 年 4 月 1 日
事業開始年月 2) 平成 26 年 4 月 1 日		事業開始年月	2) 平成 26 年 4 月 1 日
3) 平成24年4月1日			3) 平成24年4月1日
の 概 実施場所:大阪府大阪市帝塚山東5-8-3			実施場所:大阪府大阪市帝塚山東 5-8-3
要 事業実施場所・箇所数・時間 箇所数:1		事業実施場所・箇所数・時間	箇所数:1
開所時間:9:00~17:30			開所時間:9:00~17:30
事業形態 I 1) 委託事業		重業形能 1	1) 委託事業
2)、3) 法人自主事業		孝未ル忠	2)、3) 法人自主事業

_	事業形態Ⅱ	1) 窓口紹介型
		2)、3) 常駐ワンストップ型
	事業連携Ⅲ	1) 行政と多法人連携型
		2)、3) 1 法人型
	定款記載の有無	無
	相談員数	1) +2) 9名 (専任7名・兼務2名)
		3) 7名 (専任7名)
	相談員の資格	社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、介護支援専門員
	相談員の要件の有無	特になし。全員が資格保有ではない
		内部での異動による研修形態
	相談員の研修等	外部研修
		内部研修
	事業予算	35, 151 千円
	事業予算に対する注記	大幅な赤字となっている。
	V), Ed. o. EV Arr	相談員の人数も多く配置しており、そのため人件費が多くかか
	注記の詳細	っている状態である。
	対象エリア	住吉区
	相談内容	高齢者相談、障害者相談、
	相談方法	行政からの紹介、電話、メール、訪問
	相談件数	未集計
		高齢者・障がい児者のニーズを受けて発足しており、基本的
	事業スキーム (事業までの経過)	にはそれに伴い施設を拡充してきた。そのためワンストップで
	(事業までの経過)	対応することが可能である。
		①事業所の種別においいえ拡充してきたため、自己補完してお
	事業所における課題	り、他法人との連携があまりなく、法人の能力が高いにもかか
		わらず、地域への貢献が低い部分がある。
		②収益性が低い事業でも拡充したため、売り上げ規模に比して
		収益が少なく、相談事業に重点を置いているため、時勢の変化
		があると大きく影響されている。
		③相談員の育成が難しく、相談員も特化していくことに興味を
		持つことが多く、またスケールメリットが相談事業に関しては
		あまり機能しない。
		収益性の高い事業は、相談事業を支えるために行っていると
ヒアリング担当者所	所見・考察	の発言もあり、設立年度が浅い法人で急劇な拡大をしているが
		相談事業の体制はしっかりしている。
		 しかし、周囲の法人との連携は少なく、ワンストップで行っ
担 当		ているが、法人の潜在能力を生かし切れていないと考えられる。
者		周囲との連係が果たされればより大きなセイフティーネットを
所見		構築できると推測される。
兄		HINC C O CIENICA O O

担分	都道府県・市町村名	大阪府高槻市
規行模政	市町村人口	約 35 万人 (2014.8 末)
	法人名・代表者名	社会福祉法人 照治福祉会 理事長 原 道子
	法人所在地	大阪府高槻市宮之川原 4-3-1
2/4-	法人設立年月日	昭和 54 年 5 月 25 日
法人		浦堂保育園
人概要・規模		阿武山たつの子保育園 (地域子育て支援センター併設)
	経営施設・実施事業	摂津峡保育園
		庄所子育ですくすくセンター (公設民営)
	法人全体の職員数	111人
	法人年間事業収入	550,033 千円(2014.3 末決算)
		浦堂保育園
		阿武山たつの子保育園 各園で相談受付
	事業所名	摂津峡保育園
		庄所子育てすくすくセンター
	対象相談	高齢・児童・虐待・生活困窮・障害(身体・知的・精神)
	事業実施事業者 (主体)	社会福祉法人 照治福祉会
	事業開始年月	平成 26 年 7 月
		実施場所:利用者の家庭(居宅訪問型事業)
	事業実施場所・箇所数・時間	箇所数:4
		開所時間:概ね9時から17時ごろ(利用者の希望時間考慮)
	事業形態 I	自主事業
		1) 事業所ごとのオンコール型
総合	事業形態Ⅱ	2) (他の社会資源への) 窓口紹介型
相		3) その他 (2) を受けて家庭訪問)
談事業の	事業連携Ⅲ	現在は1法人型、今後は行政と多法人連携型に移行予定
業の	定款記載の有無	H26 年度内記載予定
概要	相談員数	6名(専任 2名・兼務 4名)、他ボランティア
	担勢見の次物	社会福祉士、保育士、看護師、助産師、臨床心理士、精神保健
	相談員の資格	福祉士など(望ましいものであり、必須ではない。)
	相談員の要件の有無	ボランティア:事業スキーム上の所定の研修を受講修了した者
		専任職員:管理職もしくは10年以上の保育園勤務経験者
	相談員の研修等	HS オーガナイザー養成コース
		HS ホームビジター養成講座
		平成 26 年度:1,200 千円
	事業予算	・内訳:ボランティア研修費:400 千円 (講師料ほか)
		ボランティア研修交通費:120千円
		職員研修費:300 千円
		広報費:280 千円
	*	·

		7 W. # C F
		予備費:100 千円
		平成 27 年度:1,800 千円
		・内訳:ボランティア研修費:800 千円 (講師料ほか)
		ボランティア研修交通費:240千円
		職員研修費:300 千円
		広報費:360 千円
		予備費:100 千円
		ボランティア研修費・・・30 名分 (平成 27 年度は 60 名分)
	事業又質に対すて対対	講師料:20,000×8人 (平成27年度は×2回分)
	事業予算に対する注記	職員研修: 専任職員2名既存事業スキーム上の研修履修
		広報費:事業説明・講演会、チラシ作製費
	対象エリア	高槻市内全域(将来的に複数法人で市域ごとに担当エリア設定)
	جار با باد وبا	高齢者相談、児童・育児相談、障害者相談、虐待に関する相談、
	相談内容	生活困窮相談、子育て家庭相談
	leade LNI	行政からの紹介、電話、メール、訪問・その他(医療機関、公
	相談方法	共施設、母子保健・児童関連施設等の紹介)
	相談件数	H26 年度内に 5 件目標
		H26 年
		6月~8月 新規事業立案・環境調査
	事業スキーム	9月~10月 関係機関(行政、連携機関との調整)
	(事業までの経過)	11月~ 事業説明会開催・広報活動開始
		12月~2月 専任職員研修・ボランティア研修会実施
		3月~ 家庭訪問型子育て支援事業開始
	事業所における課題	専任職員の捻出。
		これまで、法人内各事業所、ならびに高槻市民間社会福祉施
	所見・考察	設連絡会と市社協の連携で電話相談や事業所内相談というかた
7.		ちで総合相談事業を行ってきたが、事業効果が限定的であるこ
ヒアリング担当者所見		とから、既存のホームスタートという事業モデルを導入し、高
		トであり、今年度中に実績を作りたい。
		行政や相談内容に応じた連携機関との連携、利用者の発掘と
		利用促進にかかる方策、そして最前線でこの事業を担うボラン
		ティアスタッフの獲得と育成の3点について、今年度中に試行
		する中で整理したい。
		, o , cierco , o

様 改	田谷	都道府県・市町村名	神戸市
法人概要・ 法人設立年月日 大正7年5月8日 経営施設・実施事業 児童養護施設、ファミリーステーション、児童館、保育園 活人全体の職員数 50人以下 法人全体の職員数 50人以下 法人年間事業収入 100,000 千円以上~300,000 千円未満 事業所名 神戸実業学院 対象相談 高齢・児童・虐待・生活困窮・障害(身体・知的・精神) 事業書施場所・箇所数・時間 第一数は8年 事業形態 1 等定の場所(法人)常駐ワンストップ型 事業形態 1 特定の場所(法人)常駐ワンストップ型 事業連勝Ⅲ 1 法人型 定談記載の有無 有 相談員数 4名 (専任 1名・兼務 3名) 相談員の要件の有無 無 相談員の要件の有無 無 相談員の要件の有無 無 相談員の要件の有無 無 相談員の要件の有無 無 相談員の要件の有無 無 相談員のでき 有り。スパーパイザーが行う。 事業予算 4 万円(区より)その他は法人特出 対象エリア 兵庫区 相談内容 児童相談 相談方法 電話、訪問 124年度 児童相談 150 件 小地域のなかで、0~18歳まで連続したケアのなかで育ちの 支援ができるように小地域ネット ワークを緊密にもち、専門的な社会資源で解決できるような 法人を目指す。	規 模 政	市町村人口	約 150 万人
大正7年5月8日		法人名・代表者名	社会福祉法人 基督教日本救霊隊
提高地路、実施事業		法人所在地	神戸市兵庫区平野町天王奥東服山 270
提高地路、実施事業	横概	法人設立年月日	大正7年5月8日
法人年間事業収入		経営施設・実施事業	児童養護施設、ファミリーステーション、児童館、保育園
法人年間事業収入	規模	法人全体の職員数	50 人以下
対象相談 高齢・児童・虐待・生活困窮・障害(身体・知的・精神) 事業実施事業者(主体) 社会福祉法人 基督教日本教霊隊 事業用始年月 平成18年 実施場所・簡所数・時間 実施場所:神戸実業学院 箇所数:3 自主事業 事業形態Ⅱ 特定の場所(法人)常駐ワンストップ型 事業連携Ⅲ 1法人型 定款記載の有無 有 相談員数 4名 (専任 1名・兼務 3名) 相談員の資格 保育士、臨床心理士 相談員の資格 根談員の可格 無 相談員の研修等 有り。スパーパイザーが行う。 事業・		法人年間事業収入	100,000 千円以上~300,000 千円未満
事業実施事業者(主体) 社会福祉法人 基督教日本救霊隊 事業開始年月 平成18年 事業来施場所・箇所数・時間 実施場所: 神戸実業学院 箇所数: 3 事業形態 I 自主事業 事業連携II 特定の場所(法人)常駐ワンストップ型 事業連携III 1 法人型 定款記載の有無 有 相談員の資格 保育士、臨床心理士 相談員の要件の有無 無 相談員の研修等 有り。スパーパイザーが行う。 事業予算 4万円(区より)その他は法人持出 対象エリア 兵庫区 相談内容 児童相談 相談方法 電話、訪問 相談件数 旧24 年度 規範相談 150 件 小地域のなかで、0~18 歳まで連続したケアのなかで育ちの支援ができるようにしたい。子ども家庭のみならず、高齢者、貧困問題についても包括的に支援ができるように小地域ネットワークを緊密にもち、専門的な社会資源で解決できるような法人を目指す。		事業所名	神戸実業学院
事業開始年月 平成 18 年 事業来施場所・箇所数・時間 実施場所:神戸実業学院 箇所数:3 事業形態 I 自主事業 等定の場所(法人)常駐ワンストップ型 事業連携III 事業連携III 1 法人型 定款記載の有無 有 相談員数 4名 (専任 1名・兼務 3名) 相談員の資格 保育士、臨床心理士 相談員の要件の有無 無 相談員の要件の有無 無 相談員の研修等 有り。スパーバイザーが行う。事業予算 4万円(区より)その他は法人持出 対象エリア 兵庫区 相談内容 児童相談 相談方法 電話、訪問 H24 年度 児童相談 150 件 小地域のなかで、0~18 歳まで連続したケアのなかで育ちの支援ができるようにしたい。子ども家庭のみならず、高齢者、貧困問題についても包括的に支援ができるように小地域ネットワークを緊密にもち、専門的な社会資源で解決できるような 法人を目指す。		対象相談	高齢・児童・虐待・生活困窮・障害(身体・知的・精神)
事業実施場所・箇所数・時間 実施場所:神戸実業学院 箇所数:3 自主事業 事業形態 目主事業 事業連携 特定の場所(法人)常駐ワンストップ型 事業連携 日法人型 定款記載の有無 有 相談員数 4名 (専任 1名・兼務 3名) 相談員の資格 保育士、臨床心理士 相談員の要件の有無 無 相談員の要件の有無 無 相談員の研修等 有り。スパーバイザーが行う。 事業予算 4万円(区より)その他は法人持出 対象エリア 兵庫区 相談内容 児童相談 相談方法 電話、訪問 日記 日記 日記 日記 日記 日記 日記		事業実施事業者 (主体)	社会福祉法人 基督教日本救霊隊
事業実施場所・箇所数・時間 箇所数:3 自主事業 事業形態 日主事業 特定の場所(法人)常駐ワンストップ型 事業連携 日法人型 定款記載の有無 有 相談員数 4名 (専任 1名・兼務 3名) 相談員の資格 保育士、臨床心理士 相談員の要件の有無 無 相談員の研修等 有り。スパーパイザーが行う。 事業予算 4万円(区より)その他は法人持出 対象エリア 兵庫区 相談内容 児童相談 相談方法 電話、訪問 日24年度 児童相談 150 件 小地域のなかで、0~18歳まで連続したケアのなかで育ちの 支援ができるようにしたい。子ども家庭のみならず、高齢者、 貧困問題についても包括的に支援ができるように小地域ネット ワークを緊密にもち、専門的な社会資源で解決できるような 法人を目指す。		事業開始年月	平成 18 年
審業形態 I 自主事業 事業形態 II 特定の場所(法人)常駐ワンストップ型 事業連携 III 1 法人型 定款記載の有無 有 相談員数 4名 (専任 1名・兼務 3名) 相談員の資格 保育士、臨床心理士 相談員の要件の有無 無 相談員の研修等 有り。スパーバイザーが行う。 事業予算 4万円(区より)その他は法人持出 対象エリア 兵庫区 相談内容 児童相談 相談方法 電話、訪問 H24 年度 児童相談 150 件 小地域のなかで、0~18 歳まで連続したケアのなかで育ちの支援ができるようにしたい。子ども家庭のみならず、高齢者、貧困問題についても包括的に支援ができるように小地域ネットワークを緊密にもち、専門的な社会資源で解決できるような法人を目指す。		東光字歩担正、祭正粉、時 間	実施場所:神戸実業学院
事業形態 特定の場所(法人)常駐ワンストップ型 事業連携 1 法人型 定款記載の有無 有 相談員数 4名 (専任 1名・兼務 3名) 相談員の資格 保育士、臨床心理士 相談員の要件の有無 無 相談員の研修等 有り。スパーバイザーが行う。 事業予算 4万円(区より)その他は法人持出 対象エリア 兵庫区 相談内容 児童相談 相談内容 児童相談 相談内容 児童相談 相談付数 日24年度 児童相談 日24年度 児童相談 150 件 小地域のなかで、0~18歳まで連続したケアのなかで育ちの 支援ができるようにしたい。子ども家庭のみならず、高齢者、貧困問題についても包括的に支援ができるように小地域ネット ワークを緊密にもち、専門的な社会資源で解決できるような 法人を目指す。		事業実施場所・箇所数・時間	箇所数:3
事業連携Ⅲ		事業形態 I	自主事業
定款記載の有無 有 相談員数 4名 (専任 1名・兼務 3名) 相談員の資格 保育士、臨床心理士 相談員の資格 保育士、臨床心理士 相談員の要件の有無 無 相談員の研修等 有り。スパーバイザーが行う。 事業予算 4万円(区より)その他は法人持出 対象エリア 兵庫区 相談内容 児童相談 相談方法 電話、訪問 H24年度 児童相談 150件 小地域のなかで、0~18歳まで連続したケアのなかで育ちの 支援ができるようにしたい。子ども家庭のみならず、高齢者、貧困問題についても包括的に支援ができるような 法人を目指す。		事業形態Ⅱ	特定の場所(法人)常駐ワンストップ型
相談員数 4名 (専任 1名・兼務 3名) 相談員の資格 保育士、臨床心理士 相談員の要件の有無 無 相談員の研修等 有り。スパーバイザーが行う。 事業予算 4万円(区より)その他は法人持出 対象エリア 兵庫区 相談内容 児童相談 相談方法 電話、訪問 H24年度 児童相談 150件 小地域のなかで、0~18歳まで連続したケアのなかで育ちの 支援ができるようにしたい。子ども家庭のみならず、高齢者、 貧困問題についても包括的に支援ができるように小地域ネット ワークを緊密にもち、専門的な社会資源で解決できるような 法人を目指す。		事業連携Ⅲ	1 法人型
相談員の資格	事業の概	定款記載の有無	有
##		相談員数	4名 (専任 1名・兼務 3名)
##		相談員の資格	保育士、臨床心理士
事業予算		相談員の要件の有無	無
#		相談員の研修等	有り。スパーバイザーが行う。
#		事業予算	4万円(区より)その他は法人持出
# 相談方法 電話、訪問 H24 年度		対象エリア	兵庫区
概要相談方法電話、訪問相談件数H24 年度 児童相談 150 件事業スキーム (事業までの経過)小地域のなかで、0~18 歳まで連続したケアのなかで育ちの 支援ができるようにしたい。子ども家庭のみならず、高齢者、 貧困問題についても包括的に支援ができるように小地域ネット ワークを緊密にもち、専門的な社会資源で解決できるような 法人を目指す。		相談内容	児童相談
相談件数		相談方法	電話、訪問
 児童相談 150 件		#日秋/叶米f	H24 年度
事業スキーム (事業までの経過) 支援ができるようにしたい。子ども家庭のみならず、高齢者、 貧困問題についても包括的に支援ができるように小地域ネット ワークを緊密にもち、専門的な社会資源で解決できるような 法人を目指す。		竹	児童相談 150 件
事業スキーム (事業までの経過) (事業までの経過) ワークを緊密にもち、専門的な社会資源で解決できるような 法人を目指す。			小地域のなかで、0~18歳まで連続したケアのなかで育ちの
(事業までの経過) (事業までの経過) ワークを緊密にもち、専門的な社会資源で解決できるような 法人を目指す。		* //*	支援ができるようにしたい。子ども家庭のみならず、高齢者、
ワークを緊密にもち、専門的な社会資源で解決できるような 法人を目指す。			貧困問題についても包括的に支援ができるように小地域ネット
			ワークを緊密にもち、専門的な社会資源で解決できるような
①高齢者支援団体、法人等の連携が必要で、ネットワーク会議			法人を目指す。
		事業所における課題	①高齢者支援団体、法人等の連携が必要で、ネットワーク会議
にも参加してもらい、各分野での拡大会議で多様なケースに			にも参加してもらい、各分野での拡大会議で多様なケースに
対応できる専門性の担保が必要である。			対応できる専門性の担保が必要である。
事業所における課題 ②児童家庭支援センターの認可がとれず、自主事業になって			②児童家庭支援センターの認可がとれず、自主事業になって
いるので、相談業務実績から補助制度が必要			いるので、相談業務実績から補助制度が必要
③相談業務を展開していくうえで専任職員の配置に苦慮して			③相談業務を展開していくうえで専任職員の配置に苦慮して

		いる。 ④児童養護では地域貢献の費用が措置費に算入されておらず、 捻出に苦慮している。専門職員の配置が、必要であるがそれに 代わるシステムの構築が課題
ヒアリング担当者所見	所見・考察	お話を伺っていく中で、理事長ご自身が、リーダーシップを 発揮して、地域に貢献していきたいという姿勢がすばらしく感 じた。また、法人自ら地域のネットワークづくりに尽力してお り、地域のイベントにも、積極的に参加している。まさに、社 会福祉法人としての、役割を十二分に行っている。

規行	都道府県・市町村名	福岡県 豊前市
模政	市町村人口	約2.7万人
	法人名・代表者名	社会福祉法人 恵光園 理事長 尾家 誠子
	法人所在地	福岡県豊前市大字荒堀37番地12
	法人設立年月日	昭和34年3月12日
		・ガーデンハウス 恵光 (障害者支援施設)
		・ガーデンハウス まぐら (障害者支援施設)
		・ワークセンター 栃 (就労継続支援B型)
\ /- -		・グループ やまもも (就労移行支援)
法人		・フェニックス (自立訓練)
人概要	 経営施設・実施事業	・グループ 楓 (生活介護)
•		・グループ 椨 (生活介護)
規 模		・グループ 樅 (生活介護)
		・恵光園こどもの家 (児童発達支援センター)
		・恵光園 ハイジ (相談支援)
		・エーデルワイス (ホームヘルプ)
		・恵光園グループホーム (グループホーム:4)
	法人全体の職員数	112 人
	法人年間事業収入	687, 285 千円
	事業所名	社会福祉法人 恵光園
	対象相談	高齢・児童・生活困窮・障害(身体・知的・精神)
	事業実施事業者 (主体)	恵光園 ハイジ
		平成 15 年 10 月 1 日 福岡県障害児(者)地域療育等支援事業
		平成 19 年 4月1日 福岡県障害児等療育等支援事業に変更
	事業開始年月	平成 18 年 10 月 1 日 指定相談支援事業
		平成 24 年 6 月 1 日 指定特定相談支援事業・指定児童相談支
絵		援事業
総合相談事業		平成 25 年 4 月 1 日 指定一般相談支援事業
談	事業実施場所・箇所数・時間	実施場所:福岡県豊前市大字荒堀37番地12
事業		箇所数:1箇所
0		開所時間:8:15~17:15
概要	事業形態 I	自主事業・委託事業混合型
	事業形態Ⅱ	特定の場所(法人)常駐ワンストップ型
	事業連携Ⅲ	1 法人型
	定款記載の有無	有
	相談員数	4名 (専任 4名)
	相談員の資格	社会福祉士、保育士、社会福祉主事
	相談員の要件の有無	相談支援専門員養成研修受講済み者

	本法人で適当と認められる社会福祉経験者
	相談支援専門員現任研修
相談員の研修等	本法人で実施する療育研修
但恢复少则形子	県受託施設協議会、市町村協議会支援部会研修会
The Mile The Article	相談支援事業 9,000 千円
事業予算	障害児等療育支援事業 2,000 千円
	福岡県からの受託費 2,000 千円
	当該事業費 2,000 千円
事業予算に対する注記	他の事業からの繰入金 7,000 千円
	福岡県行橋市、豊前市、京都郡、築上郡の全域
対象エリア	(京築福祉圏域、約19万人)
対象上リノ	福岡県田川市の一部、大分県中津市の一部(8.7万人)
相談内容	高齢者・児童・生活困窮・障害者(身体・知的・精神)
相談方法	行政からの紹介、電話、メール、訪問
	H24 年度
相談件数	児童相談 109 件、障害者相談 165 件
±□=狄/开-米-	H25 年度
相談件数	H25 年度 児童相談 269 件、障害者相談 190 件
相談件数	
相談件数	児童相談 269 件、障害者相談 190 件 児童相談 102 件、障害者相談 88 件
相談件数	児童相談 269 件、障害者相談 190 件 児童相談 102 件、障害者相談 88 件 相談支援事業に関しては、福岡県の独自事業であった、医療
相談件数	児童相談 269 件、障害者相談 190 件 児童相談 102 件、障害者相談 88 件 相談支援事業に関しては、福岡県の独自事業であった、医療 教育・福祉ネットワーク事業を起点としている。この事業は、
相談件数	児童相談 269 件、障害者相談 190 件 児童相談 102 件、障害者相談 88 件 相談支援事業に関しては、福岡県の独自事業であった、医療 教育・福祉ネットワーク事業を起点としている。この事業は、 豊前市を中心とした地域の中で、関係者が集まり支援のネッ
	児童相談 269 件、障害者相談 190 件 児童相談 102 件、障害者相談 88 件 相談支援事業に関しては、福岡県の独自事業であった、医療 教育・福祉ネットワーク事業を起点としている。この事業は、 豊前市を中心とした地域の中で、関係者が集まり支援のネッ
事業スキーム	児童相談 269 件、障害者相談 190 件 児童相談 102 件、障害者相談 88 件 相談支援事業に関しては、福岡県の独自事業であった、医療 教育・福祉ネットワーク事業を起点としている。この事業は、 豊前市を中心とした地域の中で、関係者が集まり支援のネッ ワーク構築を図るための事業であり、この後、地域療育等支持 事業へとつながる事業であった。
	児童相談 269 件、障害者相談 190 件 児童相談 102 件、障害者相談 88 件 相談支援事業に関しては、福岡県の独自事業であった、医療 教育・福祉ネットワーク事業を起点としている。この事業は、 豊前市を中心とした地域の中で、関係者が集まり支援のネッ ワーク構築を図るための事業であり、この後、地域療育等支持 事業へとつながる事業であった。
事業スキーム	児童相談 269 件、障害者相談 190 件 児童相談 102 件、障害者相談 88 件 相談支援事業に関しては、福岡県の独自事業であった、医療教育・福祉ネットワーク事業を起点としている。この事業は、豊前市を中心とした地域の中で、関係者が集まり支援のネッワーク構築を図るための事業であり、この後、地域療育等支援事業へとつながる事業であった。 地域療育等支援事業についても、様々な変遷があり、事業系統のために法人より資金を繰り入れする必要があった。
事業スキーム	児童相談 269 件、障害者相談 190 件 児童相談 102 件、障害者相談 88 件 相談支援事業に関しては、福岡県の独自事業であった、医療教育・福祉ネットワーク事業を起点としている。この事業は、豊前市を中心とした地域の中で、関係者が集まり支援のネッワーク構築を図るための事業であり、この後、地域療育等支援事業へとつながる事業であった。 地域療育等支援事業についても、様々な変遷があり、事業組続のために法人より資金を繰り入れする必要があった。
事業スキーム	児童相談 269 件、障害者相談 190 件 児童相談 102 件、障害者相談 88 件 相談支援事業に関しては、福岡県の独自事業であった、医療 教育・福祉ネットワーク事業を起点としている。この事業は、 豊前市を中心とした地域の中で、関係者が集まり支援のネッ ワーク構築を図るための事業であり、この後、地域療育等支援 事業へとつながる事業であった。 地域療育等支援事業についても、様々な変遷があり、事業経 続のために法人より資金を繰り入れする必要があった。 現在では、相談支援事業を実施し、指定特定・児童・一般相談 支援を実施している。
事業スキーム	児童相談 269 件、障害者相談 190 件 児童相談 102 件、障害者相談 88 件 相談支援事業に関しては、福岡県の独自事業であった、医療 教育・福祉ネットワーク事業を起点としている。この事業は、 豊前市を中心とした地域の中で、関係者が集まり支援のネッ ワーク構築を図るための事業であり、この後、地域療育等支援 事業へとつながる事業であった。 地域療育等支援事業についても、様々な変遷があり、事業経 続のために法人より資金を繰り入れする必要があった。 現在では、相談支援事業を実施し、指定特定・児童・一般相談 支援を実施している。
事業スキーム	児童相談 269 件、障害者相談 190 件 児童相談 102 件、障害者相談 88 件 相談支援事業に関しては、福岡県の独自事業であった、医療 教育・福祉ネットワーク事業を起点としている。この事業は、 豊前市を中心とした地域の中で、関係者が集まり支援のネッ ワーク構築を図るための事業であり、この後、地域療育等支援 事業へとつながる事業であった。 地域療育等支援事業についても、様々な変遷があり、事業終 続のために法人より資金を繰り入れする必要があった。 現在では、相談支援事業を実施し、指定特定・児童・一般相談 支援を実施している。 また、児童発達支援センターにおいて、児童を対象とした材

ヒアリング担当者所見

所見・考察

社会福祉法人恵光園では、様々な在宅サービスを実施している。特に相談支援事業については、早い時期より地域療育等支援事業を実施し、地域の相談ニーズに対応してきた。提供しているサービスも、施設入所支援、就労、住まいの場の提供、ホームヘルプサービス、児童発達支援センターと多岐にわたり、様々な地域ニーズに応えることができる体制がとられている。

近年では、より地域ニーズに応えるため、法人独自事業として、『地域自立生活支援事業』を実施している。この事業は、法人本部直轄職員として職員を1名配置し、各事業の人員配置基準には算定せず、法人内各事業の隙間を埋め、地域とのつながりの窓口となることを目的として実施されている。

今回のヒアリングを通じて、社会福祉法人が地域貢献のための事業や総合的な相談支援事業を実施していくと、公的サービスでは解決できない様々な課題が浮き上がってくる。その際、その課題を解決するキーとなるのが、法人が独自に取り組む事業であり、また、その事業がいかにフレキシブルに展開できるかという点が重要であることに改めて気づいた。

規行	都道府県・市町村名	熊本県・熊本市
模政	市町村人口	約74万人
	法人名・代表者名	社会福祉法人 肥後自活団 理事長 塘林恭介
	法人所在地	熊本市東区渡鹿 8-16-46
法	法人設立年月日	大正 12 年 5 月 28 日 (財団法人となった年)
人员		大江学園(福祉型障害児入所施設)
人概要・規	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	第二大江学園(障害者支援施設・生活介護)
	経営施設・実施事業	とろくガーデン (グループホーム)
規 模		相談センターとろく(相談支援事業・生計困難者相談支援事業)
	法人全体の職員数	85 人
	法人年間事業収入	573, 191 千円
	事業所名	相談センターとろく
	対象相談	児童・生活困窮・障害(身体・知的・精神)
	事業実施事業者 (主体)	社会福祉法人 肥後自活団
	事業開始年月	平成 26 年 5 月 1 日
		実施場所:熊本市東区
	事業実施場所・箇所数・時間	箇所数:1
総合相談事業の概要		開所時間:9:00~16:00
	事業形態 I	自主事業
	事業形態Ⅱ	特定の場所(法人)常駐ワンストップ型
	事業連携Ⅲ	1 法人型
	定款記載の有無	有
	相談員数	3名(専任 3名)
	相談員の資格	社会福祉士、保育士、精神保健福祉士
	相談員の要件の有無	相談支援専門員研修を受講した者
	担款具の無板笠	熊本市自立支援協議会相談支援部会への毎月の参画
	相談員の研修等 	県社協主催の相談支援従事者への研修会への参加他
	事業予算	10,000 千円
	対象エリア	熊本市東区および中央区
	相談内容	児童相談、障害者相談、生活困窮相談、家庭相談
	相談方法	電話、メール、訪問
	相談件数	H26 年度
	作歌件数	児童相談 120 件、障害者相談 150 件、生活困窮 30 件
		特定障害者相談支援事業・障害児相談支援事業(いわゆる計
		画相談)の立ち上げと同時に生計困難者およびその他の相談支
	事業スキーム	援を開始した。
	(事業までの経過)	本園を卒園後に一度は就職したが、離職に伴い生計困難等に
		陥っていた者への相談が近年増加傾向にあった。タームリーに
		事業を展開出来たと思っている。

		①更なる総合相談支援事業所としての専門員のスキルアップ。
	事業所における課題	②報酬単価が低いことで、専門員を増員できないこと。
		③県経営協の社会貢献事業「生計困難者レスキュー事業」に、
		他の社会福祉法人と共に参画し、社会貢献をすること。また、
		そのノウハウをはじめとした専門性の担保等。
ヒアリング担当者所見	所見・考察	相談支援事業を開設して間もないが、障害者・児の計画相談
		に付随して、地域にアウトリーチし、様々な社会福祉サービス
		や福祉ニーズの把握に努力している。特に、児童の家庭を訪問
		し、仮に、社会的に養護が必要と思われる場合は、行政に連絡
		する等の調整を行っている。また、兼経営協との共同での社会
		貢献事業「生計困難者レスキュー事業」への参画準備も済み、
		更なる総合相談に向けての意識が高い。

規行	都道府県・市町村名	熊本県・熊本市
模政	市町村人口	約 74 万人
	法人名・代表者名	社会福祉法人 富合福祉会 理事長 紫垣洋伸
	法人所在地	熊本市南区富合町木原 101
<i>></i> /±:	法人設立年月日	平成3年11月1日
法人		サポートライフ心陽(生活介護・自立訓練)
人概要・担	(A 77 14 - 17 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	ワークセンター心陽(就労継続支援B型・就労移行支援)
	経営施設・実施事業	グループホーム心陽(共同生活援助事業(介護サービス包括型))
規模		相談支援センター心陽(計画相談支援他)
	法人全体の職員数	38 人
	法人年間事業収入	233, 143 千円
	事業所名	相談支援センター心陽
	対象相談	障害(身体・知的・精神)
	事業実施事業者 (主体)	社会福祉法人 富合福祉会
	事業開始年月	平成 25 年 4 月 1 日
		実施場所:熊本市南区
	事業実施場所・箇所数・時間	箇所数:1
総合相談事業		開所時間:8:30~17:30
	事業形態 I	自主事業
	事業形態Ⅱ	(他の社会資源への)窓口紹介型
	事業連携Ⅲ	1 法人型
	定款記載の有無	有
	相談員数	1名(専任 1名)
	相談員の資格	社会福祉主事
	相談員の要件の有無	相談支援専門員研修受講済みの者
	相談員の研修等	熊本市自立支援協議会相談支援部会への毎月の参画
\mathcal{O}	作歌貝97如修寺	くまもと地域相談支援懇話会への毎月の参画
概要	事業予算	7,865 千円 (26 年度予算)
	対象エリア	熊本市南区
	相談内容	障害者相談
	相談方法	行政からの紹介、電話、訪問
		H25 年度
	相談件数	高齢者相談 1件、障害者相談 52件、生活困窮 7件
		H26 年度
		高齢者相談 3件、障害者相談 35件
		年に3~4回、熊本市南区を中心に障害者・生活困窮者の方々
	事業スキーム	に相談しやすい状況をつくるために相談支援事業所間の連携強
	(事業までの経過)	化に努めている。また、精神障害者の方々の相談対応のスキル
		アップのため、市行政が中心となり、精神科(医療)、社会福祉

		法人等の事業所間で定期的に勉強会も行っている。					
	事業所における課題	報酬単価が低いことにより専門員を増やせない状況である。今					
		まで以上に、介護・障害・児童等、種別や分野を超えた総合相					
		談支援体制を確立する事。					
Ľ		障害関係の事業所として、計画相談を中心に様々な相談に対					
アル		応している。相談過程で虐待や生活困窮の家庭支援が必要と判					
リング担		断される場合は、行政や他機関との連携も図られている。特に					
	所見・考察	精神障害者の方々の地域移行について問題意識が高い。今後、					
1当		社会福祉全般にわたる総合相談を他相談支援事業所と連携を図					
担当者所見		り展開予定である。					
見							

40 AT	都道府県・市町村名							
規行模政	市町村人口							
	法人名・代表者名	事業開始まで非公開						
2/4-	法人所在地							
法人	法人設立年月日							
人概要	by N. Lland, the Lland NV.	・特別養護老人ホーム・ショートステイ・居宅介護支援						
•	経営施設・実施事業	・デイサービス・グループホーム・小規模多機能居宅介護						
規模	法人全体の職員数	140 人						
	法人年間事業収入	事業開始まで非公開						
	事業所名	現在検討中						
	対象相談	就労継続困難者						
	事業実施事業者 (主体)	現在検討中						
	事業開始年月	現在構想中						
		実施場所:事業開始まで非公開						
	事業実施場所・箇所数・時間	箇所数:未定						
		開所時間:未定						
	事業形態 I	自主事業(近隣社福3法人連携型)						
	事業形態Ⅱ	事業所ごとのオンコール型						
	事業連携Ⅲ	1 法人型、法人格取得を含め検討中						
	定款記載の有無	無						
	相談員数	未定						
(4)	相談員の資格	社会福祉士、臨床心理士、精神科医師他						
総合	相談員の要件の有無	教育・研修に力を入れるために、専門職を相談員のみならず						
総合相談	和飲食の女性の母霊	理事等に入れ、組織的な体制を強化する。						
事業	相談員の研修等	未定						
\mathcal{O}	事業予算	未定 (検討中)						
概要		社会福祉法人が出資という形が取れないため、貸付け等の形に						
	 事業予算に対する注記	するのが良いのか。						
	4×1升(c/1)/0正旧	社会福祉法人のあり方検討会の議事にもあるよう、地域貢献、						
		非課税分の事業						
	対象エリア	事業開始まで非公開						
	相談内容	就労支援						
	相談方法	行政からの紹介、電話、メール、訪問を想定						
	相談件数	事業実施前につき実績なし						
		現在事業構想中の事業である。(定期的な検討会を開催)						
	事業スキーム	理事会に提出できるような形(イメージづくり)を行いなが						
	(事業までの経過)	ら、設立趣意書等の準備も始めている。内容は、一度法人の介						
	(1. AC O. C. 4. NEWS)	護職として一般就労したが、(コミュニケーション障害や学習障						
		害の為に)(手帳が出ない程度の方々)就労継続困難で退職をし						

_	T	,
		た人々を、就労支援窓口にて受付け、・雇用のマッチング・一般
		就労困難者の雇用・アセスメントの実施・状況に応じた研修・
		教育制度の提供や紹介・マッチング後のアフターケアなどを通
		し、中間的就労に従事しながら、スキルアップさせ評価、再度
		法人の一般就労に戻って行けるようなサイクルを作ることを考
		え、就労支援窓口、教育・研修、中間的就労の部分を構想中。
		別法人を立ち上げるのか、就労支援窓口としての相談支援を
		3 つの社会福祉法人からの人的支援で賄うか等事業形態もあわ
		せて検討中。
		なかでも特色を持たせるとしたら、中間的就労で終わらせず、
		スキルアップ評価して一般就労に繋げることと、新人研修で通
		らない2割の人達を中間的就労から教育・研修し一般就労へと
		引き上るということである。
		①雇用のマッチング能力をどう高めるか
	事業所における課題	②対象者へのアセスメント能力をどう高めるか
		③その他2法人との役割分担等をどうするか
		今回の事例は、今後の事業を構想中である。
		介護人材の確保が深刻になる中、一度法人職員であった退職
		者を再び雇用しようとする試みである。コミュニケーション障
		害や学習障害であるか、そこまでの障害でなくても周囲との関
		係性を構築できないレベルの方々に仕事のマッチングを通し
ヒア		て、再度法人職員として活躍していただこうという試みである。
アリン		これからの人材には多かれ少なかれ上記のような方々も含まれ
グ	 所見・考察	ると思われ、直ぐに退職に向かうようなこともできず、しかし
担当	· // 元· 与宗	誰彼も同じレベルでの仕事ができない場合の策にもなる。仕事
当者 所		メニューに制限は出来てしまうが、逆に介護現場も機能分化や
M 見		レベル分化という視点も必要かもしれない。
		ここまでならできるということになれば、労働者もモチベー
		ションを維持し勤務可能となる。
		人材を活かす視点をより広げる取り組みになると思われる
		し、各法人にも参考となる視点である。法人連携事例としても
		同様である。
L	<u>l</u>	l

3. 調査結果と考察

(1)調査結果の総括・考察

前述のとおり、アンケート調査とヒアリングを行ったが、現状とかなり乖離した結果であった。 これは、質問内容が総合相談事業という事業名でアンケートを行ったことにより、小規模で 総合相談を行っている事業所からの返答が少なかったと考察される。一方、ヒアリングした調 査からは、小規模であっても利用者ニーズから派生したものに対して、その法人が担っている 制度外・専門外の種別の相談を受けているかと確認したところ、ほぼすべての法人が行っている るとの回答があった。

社会福祉法人の職員は、制度外事業であっても、多様なニーズに対応するための相談・援助活動を日常に行っていることが散見された。

総合相談事業について、定款に記載している法人は少なった。県社協を中心とした生活困 窮者のレスキュー事業を行っている県であれば、多くの法人が地域貢献活動を行っているは ずであるが、多くの法人が定款に記載していないことがわかった。そのため、多くの社会福祉 法人が、日常より地域公益活動を行っているが、それの実績について行政をはじめ、地域社 会に積極的に発信できていないことが課題となっている。

多くの社会福祉法人は、自法人が保有する資源のなかで、利用者の相談内容を解決するように働きかけており、特に大規模で複数の種別を有する法人で顕著であった。また、多くの場合に、制度外の相談であった場合は、記録内容としては個人情報として記録されており、他の法人などと情報の共有がしにくい状況があることが認められた。

制度外の相談に関しては、法人が自主的に行っている状況である。しかし、大規模法人であっても多くの人材を配置できる状況ではないことが明らかになった。そのため、小規模法人の多くは兼任もしくは業務内容としては規定していないことが認められた。資金面で余裕のある大規模法人でも専任職員はまれであり、管理職が兼任していることも多かった。

行政と連携し総合相談を行っている法人もあったが、多くは10年以上の実績を有し、長期的な良好な関係が形成されたのち、行政より委託事業として認可されている傾向がある。

まずは法人の主体性、先駆性を伴う事業として小さくはじめる、ゆっくり育てていくというスタイルが重要であると言える。

(2) 全国社会福祉法人経営青年会が考える総合相談事業とは

青年会が考える総合相談事業とは、社会福祉事業を行う上で、制度からこぼれ落ちて しまう社会的弱者を総合相談事業という手段をもって、一人ひとりを拾い上げていくも のであると考えている。これは福祉課題を抱えた人を見つけた時に、手を伸ばせるため のネットワークの形成である。

つまり、互助を中心とした社会保障システムの形成である。しかし、互助を中心としたシステムを設計・運用する場合に起こる問題としては、

- 公平性がない。
- ▶ 資金面が不安定である。
- ▶ ボランティアが中心になるに、活動量が不安定である。
- ▶ ソーシャルワーク能力の低いボランティアが対応することがある。特に法的な知識を有していないことが多い。
- ▶ 組織のネットワークに基づいた取り組みとなっていないために、実施の際に労力の割にパフォーマンスが低く、効率的でない。

これらを補いうる手段として、社会福祉法人が法人間のネットワークを活用し、総合相談を行うことが考えられる。ソーシャルワークなどの専門性を発揮することで、公平性・効率化・組織性・法的知識を担保できる。さらに、専任もしくは兼任職員を継続的に配置することにより、ネットワークの保持と活動の継続を発揮することができると考えられる。

これらの活動により、教育・地域連携の強化に伴うセーフティーネットの構築につながり、社会福祉法人の存在意義の明示などの利点を有している。

また、協働化に関しても総合相談は適しており、今後の社会福祉法人の発展には必要不可欠であると考えられる。

(3) 総合相談事業一般モデル例

1) 1法人1施設

- ・相談機能として、自施設の種別や専門性への相談受付、対応
- ・相談受付、状況把握から関係者、関係機関への紹介や連携
- ・問題課題解決のための相談対応力や専門性の向上
- ・相談記録、実績等の積み上げから自施設対応力の蓄積
- ・他施設、他法人との連携方法の模索

2) 1法人複数(種別)施設

- ・各種別に応じた相談対応
- ・法人内相談機能の連携方法やシステム作り
- ・状況把握から関係者、関係機関との連携や調整
- ・既存ネットワークの活用
- ・法人機能の地域展開への具体化
- ・他施設、他法人、他機関等との連携方法の模索

3) 複数 (同一種別) 法人連携

- ・連携の中の各法人の役割分担や明確化
- ・相談機能対応力向上の協働の取り組み
- ・コーディネート機能の向上
- ・ネットワークの広域化への模索
- ・地域への積極的な関わり方の模索

4) 複数(多種別)法人連携

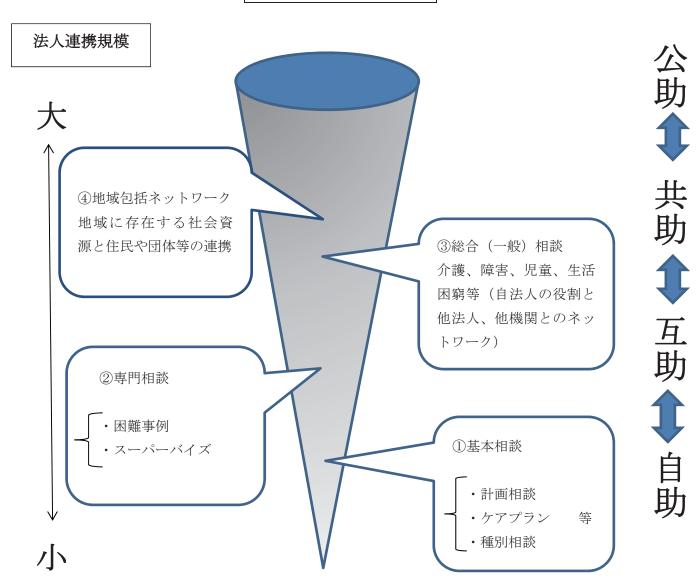
- ・地域への積極的な関わり(訪問、参加活動)
- ・地域課題の把握、対応力の全体的な向上
- ・地域ニーズ分析から予防的行動の計画化
- ・社会資源開発、地域の資源マップや整理、連携調整
- ・行政、地域団体への提言や事業化
- ・地域ネットワークへの参画、街づくり

ネットワークとして連携が必要な関係者や関係機関

- ・行政機関(市町村本庁、福祉事務所、保健所、保健センター、警察署、消防署等)
- · 医療機関 (病院、診療所、歯科医院 等)
- ・介護保険サービス事業者(居宅介護支援事業所、在宅サービス事業所、介護保険施設等)
- ・障害者サービス事業者(障害関連事業者、家族の会等)障害児関連
- · 児童保育関連団体(幼稚園、保育園、児童養護施設 等)
- ・地域のサービス利用者、家族や住民(老人クラブ、自治会、NPO団体等)
- ·職能団体(医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、介護福祉士会、介護支援専門員協会等)
- ・その他の関係組織(社会福祉協議会、消費者センター、銀行、商店街、郵便局、コンビニエンスストア等)
- ・その他の人(民生委員、介護相談員、保護司、宅配便配達員、電気検針員等)

ネットワーク、支援チーム、近隣の力・・・

総合相談事業の一般モデル例



(4) 関連する先進事例の紹介

- ①特定非営利法人 渋川広域障害保健福祉事業者協議会(群馬県)
- ②芳賀地区障害児者相談支援センター (栃木県)
- ③栃木市障がい児者相談支援センター(栃木県)
- ④障害者総合相談支援センターあい(三重県)

「総合相談」先進事例①

行	都道府県	群馬県					
政規模	市町村	渋川市・吉岡町・榛東村					
模	市町村人口	約 12 万人					
	事業所名	特定非営利法人 渋川広域障害保健福祉事業者協議会					
	対象相談	障害(身体・知的・精神)					
	事業実施事業者 (主体)	特定非営利法人 渋川広域障害保健福祉事業者協議会					
	事業開始年月	平成 17 年					
		渋川福祉庁舎ホットプラザ1階					
	事業実施場所・時間	月~土曜日					
		開所時間 9:00~17:00					
	事業形態 I	受託事業・基幹型					
	事業形態Ⅱ	特定の場所(法人)常駐ワンストップ型					
	事業連携Ⅲ	行政と多法人連携型(法人格取得)					
	定款記載の有無	有					
	相談員数	8名 (専任 8名)					
	相談員の資格	社会福祉士、精神保健福祉士					
	相談員の要件の有無	相談支援専門員研修受講者で経験 5 年以上の者					
	相談員の研修等	関連各団体の研修に参加					
	和飲食の前をみ	法人内研修会					
事業所	事業予算	約 36,000 千円					
新		3 行政機関からの委託費 約 17,700 千円					
	事業予算に対する注記	庁舎管理費収入 約1,400千円					
		認定調査、サービス利用計画他収入 約17,000千円					
		一部社会福祉法人からの持ち出し有					
	 注記の詳細	その他の内訳					
		清掃事業、手話通訳派遣等					
	対象エリア	渋川市・吉岡町・榛東村					
	 相談内容	児童相談、障害者相談、虐待に関する相談、福祉サービスに関す					
		る相談全般、生活支援					
	相談方法	行政からの紹介、電話、メール、訪問、来所					
	実相談者数	1,916人(25年度実績)					
	相談件数	H24 年度 6,985 件					
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	H25 年度 7,873 件					
	事業スキーム	平成 15 年市内で閉鎖されたショッピングセンターを市が買取					
	(事業までの経過)	る計画が浮上し、その際その建物を「福祉庁舎」として活用した					
		いと、6 法人 12 事業所が連携して陳情活動を行った。					

1		-
		実現には至らなかったが、その時の連携がきっかけで、3 つの
		法人が中心となり、渋川市22事業所の参加による「渋川市障害
		者連絡協議会」が設立された。
		翌年の平成 18 年にNPO法人化し市内各事業所を巻き込みな
		がら相談支援の充実を図っていった。
		現在、国立病院、医療法人、社会福祉法人、NPO法人 45 事
		業所での構成となっている。
		①現在 45 事業所と大所帯となっているが、医療系のトップと理
		念が共有できないことがある。
		 ②相談件数が増えていく中で、退院後の住まいの問題、福祉サー
事業所に	における課題	ビスの量の問題が顕在化している。
		 ③事業予算が、出向職員の給与全員賄えるほどない。
		④現在リーダーシップをとっている理事長や事務長交代後の事
		業運営
		今回訪問して感じたことは、思いがあればまず始めること、そ
		こにニーズがあれば周りが自然と体制づくりに関係して動き始
		め、一つのかたちができるということだった。
		この渋川の事例は、これまで度々紹介されてきた事例である
		が、ここの特徴は、相談支援事業にほぼ特化して事業を始め、法
		人格を取得したところにある。
		法人格を取得することで、まず幅広く連携が取れるようになっ
		たことや、運営の透明化、そして何よりも各法人からのベテラン
		の出向者で、各事業所の特性を生かした相談支援ができるととも
		に、利用者抱え込みの抑止効果もあり、公正中立で安心の相談体
所見•:	老宛	制が実施できているのではないかと思った。
////	·· J 🛪 .	環境面では、各法人から独立した市庁舎での相談窓口の設置は
		住民にとって相談に行き易いし、またワンストップで様々な相談
		ができることは相談のたらいまわしや情報経由地での情報漏え
		いの防止もでき、安心して相談できると感じた。
		・
		一字後の事では、課題にもあるが相談内容が複雑化していくなが で、相談支援専門員の技量や質が問われる時代になってきている
		ので、先駆的な事例だけにとどまらず、参加事業所の種別や数を
		生かした更なるネットワークづくりや充実した相談支援を今後
		も期待したい。

「総合相談」先進事例②

行	都道府県	栃木県						
行政規模	市町村	真岡市						
模模	市町村人口	約 16 万人						
	事業所名	芳賀地区障害児者相談支援センター						
	対象相談	障害・身体・知的・精神						
		社会福祉法人 同愛会						
	事業実施事業者(主体)	社会福祉法人 飛山の里福祉会						
		社会福祉法人 こぶしの会						
	事業開始年月	平成 15 年						
		真岡市総合福祉センター内						
	事業実施場所・時間	月~金 開所時間8:30~17:15						
	事業形態 I	受託事業						
	事業形態Ⅱ	特定の場所(法人)常駐ワンストップ型						
	事業連携Ⅲ	社会福祉法人のみ連携型						
	定款記載の有無	無						
	相談員数	3名(専任 2名・兼務 1名)						
	相談員の資格	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、						
	相談員の要件の有無	真岡市に法人出向予定者の協議書を提出、1市4町が協議のうえ決定する。						
事	 相談員の研修等	相談支援専門員						
事業所	事業予算	19,650 千円						
121	事業予算に対する注記	委託費 1 法人 655 万円×3 法人						
	注記の詳細	経費は法人で案分している						
	対象エリア	芳賀地区(計画相談)						
	相談内容	障害者相談、福祉サービスに関する相談全般						
	相談方法	電話、メール、訪問、FAX、メール						
	実相談者数	206 人 (25 年度)						
	X HINCO 3X	H24 年度 4,667 件						
	相談件数	H25 年度 4,802 件						
		平成 15 年及び管轄市町の委託(栃木県方式)により、栃木県内の						
		福祉保健圏域11か所に相談支援センターを設置したのが始まり。(日						
		光、上都賀、芳賀、南那須、小山、下都賀、那須、河内、塩谷、足利、						
	事業スキーム	佐野) 委託費: 栃木県 1/2 市町 1/2)						
	(事業までの経過)	芳賀地区においては、地域療育等支援事業+市町村生活支援事業=						
		芳賀地区障害児者相談支援センター(2人体制)を、県東健康福祉セ						
		ンター内に設置した。						
L		- / I II-HVE 0100						

	T	T
		平成 18 年度から精神障害者地域生活支援事業が加わり(3 人体制)、
		委託費も全額市町の負担となったため、事務所を現在の真岡市総合福
		祉保健センターに移転し現在に至る。
		①福祉サービスの事業所が少ない
	事業所における課題	②医療的観察が必要な方が多い
	ず未別にわりる味趣	③在宅医療の不足、受け皿がない。レスパイト先が確保できない。
		④療養介護が少ない
		栃木県でも社会福祉法人連携を積極的に推進している 3 法人が中
		心となり、相談支援の連携をした例である。
		永年障害者支援を行ってきた同法人において、「施設入所支援を受
		けられるのはほんの一部の人」という問題意識と地域には潜在的にニ
		ーズが埋もれているとの認識を持ち続けてきたこともあり、もっと地
		域に目を向け、社会福祉法人の専門性でなにか地域の役に立ちたいと
		いうのが元々の出発点である。
		事業開始するにあたって、一法人だけでは広いエリアをカバーでき
		ず、スタッフを常駐させるには一法人だけでは負担が大きすぎるとの
		ことで、同じ考えや想いを持った3法人の連携事業としてスタートし
		た。
	所見・考察	行政も3法人の取り組みに賛同と協力を惜しまず、真岡市の総合福
		祉保健センターという相談しやすい地域の保健福祉拠点の建物を提
		供してくれた。
		実際の相談現場においては、相談窓口には予想を超える相談がある
		とともに、相談内容に対応する福祉サービスの不足というのが顕在化
		してきたのが現状である。
		今後の課題としては、相談に対応する相談支援員のスキルアップ
		と、不足しているサービスの自主事業としての事業化の検討、そして
		医療系のサービスについては医療関係者や行政に働きかけていきた
		いとのこと。
		最後に、この3法人はどこが中心というわけではなくどの法人も同
		じ課題を持ち互いに研鑽し、福祉の発展を考えている法人であるから
		こそ上手く連携し地域福祉の向上に役に立っていることを肌で感じ
		ることができた。
		ることができた。

「総合相談」先進事例③

行	都道府県	栃木県
政規模	市町村	栃木市
模	市町村人口	約 16.4 万人
	事業所名	栃木市障がい児者相談支援センター
	対象相談	障がい (身体・知的・精神)、難病
	事業実施事業者 (主体)	栃木市
	事業開始年月	平成 24 年 4 月
		栃木市役所保健福祉部 社会福祉課内 2階
	事業実施場所・時間	月~金曜日(祝日を除く) 開所時間8:30~17:15
	事業形態 I	受託事業
	事業形態Ⅱ	特定の場所(法人)常駐ワンストップ型
	事業連携Ⅲ	行政と多法人連携型
	定款記載の有無	無
	相談員数	6名(専任 4名・兼務 2名)
	相談員の資格	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事
	相談員の要件の有無	専門知識と実務経験を有する社会福祉法人が推薦するもの
	相談員の研修等	· 相談支援専門員研修
		・相談支援担当者会議ではサービス等利用計画の様式の検討、
		計画作成のスキルアップを図る。
事		・各種別団体での研修
事業所		・独自でワーキンググループを設置し、地域課題の検討を通し
		てスキルアップを図る。
	事業予算	27,042 千円
		合併後 2 市町を統合(H26. 4 岩舟町合併)
	事業予算に対する注記	栃木市 15,041 千円
		岩舟町 12,001 千円
	注記の詳細	なし
	対象エリア	栃木市
	相談内容	障がい児者相談、虐待に関する相談、福祉サービスに関する相
	作款的分	談全般、地域移行支援
	相談方法	訪問・来所・同行・電話・電子メール・個別ケア会議・関係機
	101000112	関・その他
	実相談者数	約 2,700 人 (26 年上半期までの延人数)
		H24 年度 ①福祉サービスの利用 867 件②障がい児者症状の
	相談件数	理解に関する支援 191 件③健康・医療 255 件④不
		安の解消・情緒安定 178 件⑤保育・教育 36 件⑥家

		大朋友 問題以 FO (中國中刊 夕) 7						
		族関係・人間関係 50 件⑦家計・経済 59 件⑧生活						
		技術38件⑨就労30件⑩社会参加29件⑪権利擁護						
		16 件⑫その他 612 件 合計 2,361 件						
	H25 年度	①福祉サービスの利用 595 件②障がい児者症状の						
		理解に関する支援 79 件③健康・医療 296 件④不安						
		の解消・情緒安定 171 件⑤保育・教育 156 件⑥家						
		族関係・人間関係 54 件⑦家計・経済 104 件⑧生活						
		技術 52 件⑨就労 73 件⑩社会参加 43 件⑪権利擁護						
		3件⑫その他 560件 合計 2,186件						
	H26 年度	(上半期) ①福祉サービスの利用 488 件②障がい						
		児者症状の理解に関する支援 42 件③健康・医療						
		168 件④不安の解消・情緒安定 95 件⑤保育・教育						
		16 件⑥家族関係・人間関係 11 件⑦家計・経済 70						
		件⑧生活技術34件⑨就労34件⑩社会参加11件⑪						
		権利擁護 5 件⑫その他 452 件 合計 1,426 件						
	平成 22 年	〒3月の1市3町の合併以後は旧各市町の区域ごとに						
	相談支援事	「業が行われていた。平成 23 年 10 月に西方町が合併						
	し同様に区域内で事業実施を行った。							
	平成24年4月から市区域によって違っていた相談支援体制を							
事業スキーム	統一し、相談支援専門員が孤立しがちな一人体制を改め、行政							
(事業までの経過)	との連携を密にするため、市役所保健福祉部内に栃木市障がい							
		児者相談支援センターを設置した。人員体制は市社協から2名、						
	社会福祉法人から1名であった。							
	26年度現在は各社会福祉法人からの出向者専従4名兼務2名							
	の体制であ							
		/ °。 年度末までにサービス等利用計画の 100%の達成目						
	標。	平及水よでにクービバ寺和川町画の 100 /000 /E/X ロ						
	(学。) ②相談支援専門員のスーパーバイズ機能							
		タース上の障がい福祉サービスには結びつかないよ						
		活支援を、民生委員、知的障害者相談員、身体障害						
中帯(に)をよりよる 細田		ボランティア等との連携強化。						
事業所における課題		ソンセリングの実施。						
		君の支援に専門性のある人材及び予算の確保。						
		法人からの出向なので、人事異動があれば、専門性						
	向上が途中							
		⑦事務局機能の強化						
		⑧地域移行・定着支援の普及啓発						
	⑨基幹型相	l談支援センター設置の準備						

現地に行って驚いたのが、現在の栃木市の新庁舎がデパートと共有の建物内にあるということと、今回訪れた相談支援窓口がその庁舎内にあるということだった。イメージとしては、語弊があるかもしれないが、買い物の後気軽に相談できる窓口があるということである。

この栃木市は毎年のように町市合併があり、それにともなう 新庁舎への移転等様々な外的要因がある中で、この「栃木市障 がい児者相談支援センター」は合併前の旧市町での相談支援を 継続発展させて、行政と連携法人が一体となって今のかたちと なっている。

所見・考察

そして特筆すべきは旧市町時代からサービス等利用計画の計画作成に関して力を入れており、継続的に相談支援員の研修を行なうなど、計画作成の啓発を行うことで、平成26年度初期で96.2%の作成率を達成している。26年度中に100%を目標としているが、間違いなく達成できると思う。

相談支援内容は市役所内の事業所なので多岐にわたり、様々な相談があるとのこと、また今後は相談支援員も増員し、現在充実しているハードに見合うような相談支援のスキルアップや新たな福祉課題にも対応できるような態勢を整えていきたいとのこと。

基幹型も含め今後総合相談窓口の機能も検討課題として挙げていくとのことで今後の進捗を興味深く見ていきたい。

「総合相談」先進事例④

行	都道府県	三重県					
政規模	市町村	鈴鹿市					
模	市町村人口	約 20 万人					
	事業所名	障害者総合相談支援センター あい					
	対象相談	虐待・障害(身体・知的・精神)					
		社会福祉法人ジェイエイみえ会					
	事業実施事業者 (主体)	社会福祉法人 和順会					
		社会福祉法人 けやき福祉会					
	事業開始年月	平成 18 年 10 月					
	事業実施場所・時間	鈴鹿市役所西館 2 階					
	孝耒夫肔場別・时间	開所時間 9:00~16:00					
	事業形態 I	受託事業					
	事業形態Ⅱ	特定の場所(法人)常駐ワンストップ型					
	事業連携Ⅲ	行政と多法人連携型					
	定款記載の有無	無					
	相談員数	10 名(専任 10 名)					
	相談員の資格	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師					
	相談員の要件の有無	相談支援専門員(国家資格取得者)					
	相談員の研修等	部署会議(ケース会議)を短間隔で行う。					
重	相談貝の如修守	自立支援協議会の研修					
事業所	事業予算	各法人委託費の持出					
	事業予算に対する注記	事業支出については各法人が割当制になっており、費用ごとに各法					
	事未 7 昇に刈り 3 住記	人で支払					
	注記の詳細	なし					
	対象エリア	鈴鹿市・亀山市					
	相談内容	障害者相談、虐待に関する相談、福祉サービスに関する相談全般					
	相談方法	行政からの紹介、電話、メール、訪問、来所					
	実相談者数	615 人(24 年度)平成 25 年 1 月だけで 197 人					
		H24 年度 17,890 件					
	相談件数	身体 3,067 件・知的 5,370 件・精神 8,184 件					
	1日吹 〒 数	重複 1,095 件・不明 174 件					
		H25 年度 1月のみ 1,023 件					
		3法人が相談事業に関する課題を持ち寄り平成17年相談支援事業					
	事業スキーム	開始(法人連携)する。					
	(事業までの経過)	平成 17 年度の具体的業務内容を点検し、実施要項を作成する。市					
	(尹未よじの辞週)	との委託契約を経て、平成18年に総合相談支援センターを発足させ					
		た。各種別の法人からの出向職員人数は、精神障害者担当5名、知					

	的障害児(者)担当3名、身体障害者担当2名である。
	体制を整えたことで、平成19年からは本格的に総合相談支援セン
	ター事業を開始した。
	①事業自体法人委託費の持出である
	②法人からの出向なので、法人の人事にスタッフが左右される。
事業所における	3 3 各法人で給与や休日が異なるので、専門の相談員が不在になるこ
	とがある。
	④つなげる社会資源が少ない。
	鈴鹿市の素晴らしい市庁舎に隣接する立地で事業が行われてお
	り、非常に足を運んで相談しやすい環境にあるのが最初の印象であ
	った。
	行政の理解もあり、行政と共に相談事業を運営しているように思
	えた。実際今回の訪問においても、行政の担当課長も同席いただき
	鈴鹿市の障害者福祉の実状やこの総合相談事業所に対する期待を同
	事業所の職員のように説明してくださった。
	サービス内容については 10 名の常駐スタッフが各分野を担当し
	ており、話す内容からも相当なスキルの相談員であることがうかか
	えた。
	また興味深かったのが虐待ホットラインも受託しており、毎日記
	か一人のスタッフが、夜間もホットライン用の携帯電話を持ち、2
	時間体制で虐待の相談に対応していた。
	障害者に関する相談がメインだが、時々高齢者そして生活困窮村
武目 · 孝宏	談も受けるとのことで、本当に高機能な総合相談窓口であると同時
所見・考察	に、相談件数が示すように地域ではなくてはならない事業所であり
	相談内容からしても行政では対応できない事例も多く、社会福祉法
	人の専門性があるからこそできる事業だと改めて感じた。
	事業予算については、今回の3法人はそれぞれの各法人の委託費
	を持寄り事業運営しているのだが、連携型ワンストップサービスを
	実践するにあたっては、最初はこのような形態でしかスタートはち
	れないのではないかということもあり、連携の在り方としてはこの
	方法が参考になるのではないかと思った。
	最後に、行政との協力体制を明確にしたこの鈴鹿市の事例は質と
	内容ともに今後の総合相談体制に向けての参考になる好例であっ
	た。

4. 今後に向けた提言

総合相談事業が普及した場合、次のステージとして、事業の安定や実施や恒久化を目指すため、制度化に向けた活動が予想される。ここにおいて、これまでの報告の趣旨である社会福祉法人の主体性に基づく活動としての特性を失う時期が来ることになる。

平成27年度には、介護事業分野において、地域包括ケアシステムが本格実施される。この際に、在宅を中心としたシステムの構築のために福祉難民を作らない事が重要である。そして、ここで社会福祉法人が独自に築いている地域コミュニティーとの連携のシステムが生きてくると考えられる。

その際に起こりうる問題は、高齢者の行動やコミュニケーションの範囲の減少に伴う孤立化であり、これを防ぐために少ない機会にも連携を構築できるように、総合相談によってどのような相談も受け止めて、福祉が継続的な絆を形成することが重要である。

障害事業分野においては、平成27年度より計画相談が本格実施される予定である。

このこと自体は、税の使用に対する利用者の公平性を担保するものであり、万が一に障害者の報酬請求に不正があった場合のチェック機能となるものであり、数少ない悪質な事業者を福祉の世界より追放することにより、福祉の信用度を上げることにもつながり、福祉事業においては歓迎されるものである。

内容としては、障害福祉事業を行い、提供されている場合は、計画相談支援を行うこととされており、実施されれば障害分野の制度内の相談数は飛躍的に増大し、結果として制度外の相談事業量は減少することも考えられる。ただし、障害者に認められる一般的な相談から外れた生活の困難さを支援するには、地域コミュニティーの成熟と十分なネットワークが必要不可欠であり、そのものを構築するためにも総合相談が必要されると考えられる。

児童の分野においては、都市部や地方での親のライフスタイルの変化による子育ての多様 化は広がり続けており、家庭における問題も種類が増えている。今後も支援の仕方の変容はさ らに大きくなると考えられる。これを踏まえた上でも、子育てに対する支援のニーズを受け止め るためにも総合相談は有用と考えられる。

社会保障システムが成熟するにつれ、種別を越えて支援のありようは拡大を続けている。 社会保障の対象者も時代とともに変遷し、対象者を拡大させている。

社会保障の実践の主体も、自助から共助そして公助に移行し、互助を中心に移行し始めている。これに伴い公助の一翼を担っている社会福祉法人が存在意義を低下させている。

このように制度は、時代とともに変化し適正化することが考えられ、社会貢献ととらえられていたことも、いつしか当たり前となってしまう可能性を大いに含んでいる。制度内の社会福祉事業も近年では一般の収益事業と同様ととらえられることもあり、先駆的に行われている総合相談もやがては一般的な事業と思われる時代が来ると考えられる。そうであるがゆえに危機感を有して、制度外でのニーズをとらえる総合相談をまず実践するべきであり、早期に地域でのネットワークを構築する必要性がある。

ここにいたり、社会福祉法人は社会保障の主体としての存在意義を示す必要性を有しているため、革新的な社会貢献活動を行う意志と積極性を示す必要性があると考えられる。

社会福祉法人のための 『学校訪問授業促進に対する報告書』 ~これからの福祉人材確保に向けて~

全国社会福祉法人経営青年会 社会福祉法人経営検討委員会 (情報発信推進プロジェクトチーム報告書)

【目次】

Oはじめ	に		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	67
○第1章	学	校訪	間打	受業	の	意	義						68
○第2章	学	校訪	間打	受業	の	概	略						74
○第3章	【事	前準	備	• 授	業	内	容						75
○第4章	【実	践事	例系	紹介									78
○第5章	【終	わり	[.]										89

~はじめに~

本プロジェクトチームでは、会員の所属する法人がそれぞれの地域で積極的に自法人の情報や公益性を発信することにより、地域になくてはならない社会資源として、地域社会から信頼を得ていくための支援をすることを目的として、活動を行ってきました。

平成 25 年度には、会員の所属する法人のホームページや広報誌等を活用した情報発信についての現況調査と同時に、地域の小中高等学校への訪問授業等への取組について実施状況を調査させていただきました。

平成26年度は、その学校訪問授業についての調査・取材等を行い、これから 学校訪問授業に取り組むことを検討している会員の所属する法人に対して、導 入が容易にできることを目的とした本冊子「学校訪問授業促進に対する報告書」 の作成を実施いたしました。

社会福祉法人を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。経営の透明化やガバナンス強化・地域貢献など社会福祉法人内の課題はもちろん、人材確保といった社会的な課題についても私たちは迅速に対応をしなければ社会福祉法人経営は成り立ちません。

少子高齢化に伴い、福祉人材不足は以前にも増して深刻な課題となっており、介護人材は 2025 (平成 37) 年度には 237~249 万人が必要と推測されており、現在の 149 万人から毎年 6.8~7.7 万人の人材を確保していく必要があります。厚生労働省においても今年度は、「福祉人材確保対策検討会」の開催や、「保育士確保プラン」の作成など、その対策が重要視されており、次代の社会福祉法人経営を担う私たちこそがアクションを起こし、福祉人材確保に努めていく必要があります。

そこで、社会福祉法人自らが積極的に地域の学校へ出向いて、これからの福祉の担い手たる若い世代(特に学童期)へ福祉の仕事の魅力を発信していくことが、今後の福祉従事者の確保と育成へ必ずつながっていくとの見解から、本冊子「学校訪問授業促進に対する報告書」を作成しました。この報告書をより多くの会員の所属する法人に活用してもらうことで、一人でも多くの人が福祉に興味を持ち、福祉人材の確保に一役を担うことを願っております。

本冊子では、会員の皆さまからいただいたアンケート結果をもとに、先駆的に学校訪問授業活動を継続している会員の所属する法人や、その受入に協力をしている学校等に対しての調査取材を実施し、会員の皆さまが自ら率先して学校訪問授業に取り組めるような報告書を作成しました。

~第1章~

【学校訪問授業の意義】

多くの法人において、小中高等学校からの依頼等を受け、生徒が施設を訪れて利用者とふれあう職場体験や福祉の仕事の紹介など、地域の子どもたちに対する学びの場を提供していると思います。

核家族化が進む中、生徒が実際に高齢者や障害者と接することのできるような機会を地域の教育機関との連携により、提供することは非常に重要なことです。

しかし、福祉に関わりのない人に対しても福祉の魅力をアピールするために 私たち社会福祉法人が自ら積極的に地域の小中高等学校へ出向いて、福祉の仕 事の魅力や、福祉の仕事の大切さなどを、次の時代を担う子どもたちへ発信し ていくことを、どのくらいの法人が実施しているでしょうか?

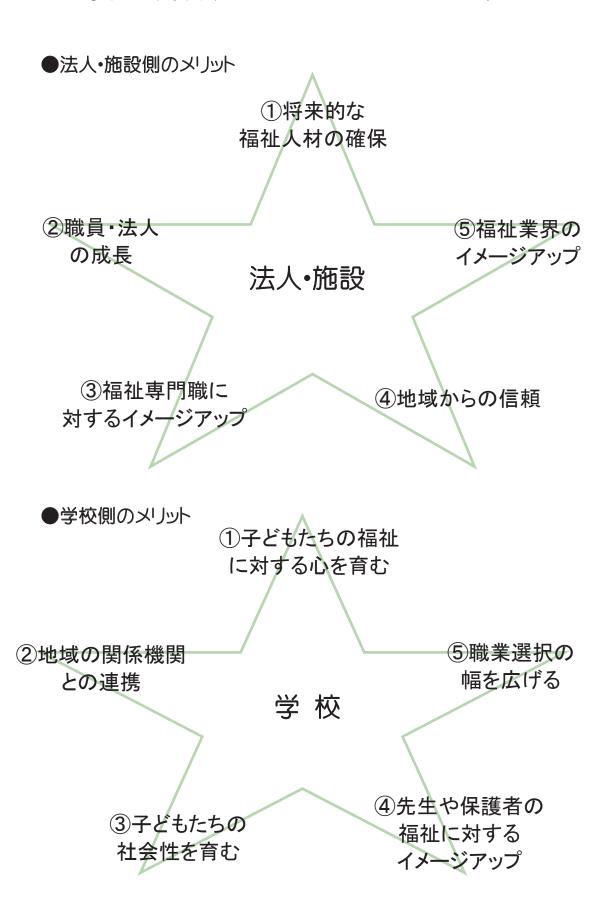
小中学生の頃に見て、感じた仕事に対する良いイメージが、将来の職業選択 時に大きく影響することが考えられますが、福祉の仕事においては、そのイメ ージに対する誤解と偏見が多く見られていると考えられます。

また、進路決定に大きな影響を与える親や先生が、福祉の仕事に対する正しい理解をしていないがゆえに、学生の福祉の仕事への進路が阻まれることも理由の1つに挙げられます。

実際に介護体験やボランティア活動を行う機会を行政や教育機関に任せるのではなく、私たち社会福祉法人自らが積極的に地域へ出向いて、その機会を増やしていく努力が将来の福祉の担い手の確保へと、必ずつながっていくことと思われます。

そこで、次項に学校訪問授業を行うことによるメリットを整理しました。

【学校訪問授業を実施することによるメリット】



☆学校訪問授業を実施することによるメリットの解説☆

●法人・施設側のメリット

<社会福祉法人・社会福祉施設に対するメリットとして考えられるもの>

① 将来的な福祉人材の確保

少子高齢化に伴い、福祉サービスを必要としている方、特にご高齢で介護 サービスを必要とされる方が増えています。これから、団塊の世代の方がた が高齢化していくに伴い高齢者人口はピークを迎えます。

一方で、合計特殊出生率は大きく上がらず少子化が進んでおり、生産年齢 人口は減る一方です。福祉サービスについて考えてみると、サービスを必要 としている人口は増え、サービスを提供する側の人口は減っていきアンバラ ンスな状態が進んでいます。さらに、若年層の福祉職離れも進み、サービス 提供側の人口の減少がみられます。

この福祉職離れの原因の一つには、福祉職に対する正しい理解をせずに悪いイメージを持っていることが考えられます。これらに対して、学校訪問授業を実施することにより学齢期から福祉職に対する理解を図っていくことが一つの改善方法となります。

② 職員・法人の成長

現在、特別な学科などを除いて、小・中・高等学校で福祉教育は行われていません。そうした中で、一から福祉サービスや現場のことを理解してもらうには、それ相当の準備や訓練が必要となります。

しかし、この準備や訓練によって、外部の方がたが自法人や福祉事業に対してどの程度の理解、イメージを持っているのかを考え、自法人の働きを自分たち自身が整理し、見つめなおし、第三者に伝えるスキルを向上させる良い機会となります。

③ 福祉専門職に対する イメージアップ

②とも関連しますが、地域の方や学生に適切に福祉サービスや現場のイメージを伝え理解を深めてもらうことは、職員の専門性に対するイメージアップにつながります。福祉職の専門性は、一般的に浸透しておらず、「誰でもできる仕事」や、逆に「特別な技術がなければできない難しい仕事」のように極端な意見も聞きます。

正しい知識や技術を身に付けた、専門職が社会において必要不可欠な役割を果たしていることを伝え、理解してもらうことで福祉専門職のイメージアップにつながります。

④ 地域からの信頼

社会福祉法人は、地域の福祉ニーズに応える器でなければなりません。そのためには地域から信頼される法人でなければなりません。学校は生徒はもとより、保護者、先生、ボランティアなど地域社会を構成する多くの人が関わる機関です。

こうした方がたとガッコ訪問授業を通して積極的に関わることは地域で 信頼関係を築くうえでのよいきっかけになります。

⑤ 福祉業界のイメージアップ

これからの社会を担う子どもたちに対して、また、保護者や先生をはじめ とした地域の方がたに福祉に対する適切な理解を図ることは福祉事業全般 のイメージの向上につながります。

人材不足に悩まされている私たちの業界においては、個別の法人のみならず、社会福祉に対する理解を深めてもらい、社会福祉業界全体に対するイメージを向上させることが求められています。

●学校側のメリット<学校に対するメリットとして考えらえるもの>

① 子どもたちの福祉に対する 心を育む

現在、小学校教育の中で道徳を教科とすることが決められており、子ども たちの心の教育をする必要性は国全体が感じています。社会福祉に対する理 解を図ることはまさにこの心の教育につながります。

社会において支援を必要としている人びとがいることに対して、社会の一員としてどのように考えるべきなのか。また、具体的にどのような支援の方法があるのか。もっと、ミクロの視点でいえば、困っている隣人に対して私たちは人としてどのようにあるべきなのか。

人として学ばなければいけない基本的な心を社会福祉への理解を深める ことで自然と学ぶことができます。

② 地域の関係機関との連携強化

これは法人・施設側のメリット④と共通しますが、学校から見て社会福祉 法人と連携を強化することは職場体験の受入先の選択肢が広がることや地 域のイベントごとでの協力、子どもの見守りに一役買うなど、学校が地域に 出向くにあたってのメリットになります。

③ 子どもたちの社会性を育む

子どもたち自身が福祉に対する正しい理解をし、イメージを向上させることで、例えばボランティア活動への関心を高める、自分たちが住みやすい街づくりに貢献することができるといった社会性の向上が期待されます。

④ 先生や保護者の福祉に対する イメージアップ

これまで福祉に関わることの少なかった先生、保護者の皆さんの福祉に対するイメージを向上させることで、学校、家庭、地域において互助や社会貢献への関心を高めるなど、住みやすい街づくりの可能性を高めます。

⑤ 職業選択の幅を広げる

生活に非常に身近であり、安全や安心、さらには心豊かな暮らしを支援する社会福祉の仕事を職業選択の一つとして考えることができるようになります。幼少期になかなか目にすることの少ない福祉の仕事の重要性ややりがいを知り、将来の選択肢を広げることにつながります。

~第2章~

【学校訪問授業の概略】

私たち社会福祉法人・施設が積極的に地域の学校へ出向き、生徒はもちろん 先生や保護者の前で福祉の仕事の紹介や、社会にとってどれだけ大切な仕事で あるのか、福祉の仕事のやりがいや魅力を、地域の子どもたちへわかりやすく 伝えられるような授業を、自分たちの言葉で自信を持って説明することによっ て、これからの社会を担う子どもたちが「自分は将来、福祉の仕事に就きたい」 と感じ、その結果として将来的に一人でも多くの人が福祉に興味・関心を持ち、 職業の選択肢として考えることを目指しています。

一言に学校訪問授業と言っても、実際には学校の総合学習等の時間に取り組んでもらえるまでには、学校側との時間を掛けた密な調整が必要となります。 法人施設によってはそれまでの地域との関わりの中でスムーズに学校側に協力 をいただける場合もありますし、一筋縄ではいかない場合もあります。

最初からは、なかなか理解を得られなくても、時間をかけて双方のメリット を説明すれば最後には同意を得られることが大半です。また、先生だけでなく 保護者に対する説明も必要となる場面も出てきます。

実際に学校訪問授業をスタートするまでには、学校へのアプローチはもちろん関係機関等との調整や準備が必要であり、その段階から発生する課題や解決策などについてこれから紹介いたします。

また、授業内容についても、実際に訪問する学年によって授業内容に変化を 持たせていくなどの工夫が必要となります。

子どもたちにわかりやすく、興味を持って貰える内容であること、授業に必要な材料等の紹介・時間配分など、実際の授業で使用されているものなどを紹介いたします。

また、授業に講師として出向く職員に対する教育・指導方法についても紹介 いたします。「第3章【事前準備・授業内容】」

最後には、具体的な授業内容について先駆的な会員法人施設の例を紹介いた しますし、県社協単位での活動についてもその一部を紹介いたします。「第4章 【参考事例】」

~第3章~

【事前準備‧授業内容】

●事前準備について

学校訪問授業には、授業の 1 コマを使用させていただく場合や、各都道府県 社会福祉協議会が主催している、ボランティア活動の事前・事後説明会の時間 を使用させていただく場合などがあります。

各地域によっては、学校側からのアプローチ、例えば職場体験授業での依頼 などがきっかけで、学校とつながりができる場合もあります。つながりがない 時は、都道府県社会福祉協議会などを通じて、依頼することも 1 つの手段とし て考えられます。

授業の1コマを使用する場合は、都道府県の教育委員会の承認が必要であり、何より学校長の理解が重要になります。同じ県内や市内の自治体でも、福祉に対する温度差があるように感じられます。その際には、意図と目的をしっかりと、ねばり強く伝えていくことが大切です。

すでにつながりがある場合は、前述のような手続きがスムーズに済むことが 多いので、しっかりと活用して行くことが大切です。

都道府県の社会福祉協議会が主催する、中高校生を対象にしたボランティア活動の説明会を利用する方法もあります。学校の授業に比べて、与えられる時間が短いので、要約の説明とDVD等の上映のみで終了することがあります。 短時間でどのくらいまで説明できるか、準備が重要になります。

自治体や主催者によって、依頼の意図や分野が異なることがあり、与えられた時間を有効に活用していく必要があります。どういう目的で話をするか、対象となる相手等により、話す内容をしっかり考えていくことが重要です。

自法人で行っていない分野については、あらかじめ原稿などの準備をし、場合によっては地域の法人と連携を取りながら説明を行うことが良いと思います。

●授業内容について

具体的な授業内容については、まず、各分野の仕事の紹介などを、座学で基本的な知識を説明すると良いでしょう。

小学生等にもわかりやすく絵や写真等を使用して、興味を引くものでないと、 内容はなかなか理解してもらえない場合があります。

また、一方的に伝えるだけではなく、ワークをしたり、質問を入れたりするなど、創意と工夫が求められます。

実際に施設で提供している高齢者の食事などを見てもらったり、仕事で使用 している備品などを実際に見てもらうのが、生徒の興味を引くことが多いよう です。

例えば、保育の場合は、実際に保育士が子どもに対して行っている業務の一部を実践したり、日々の生活の様子を伝えたりすることが多いようです。

相手が小さい子どもということもあるので、命を守ることの大切さや、仕事や動き一つひとつにも意味があることなど、業務内容をジェスチャー等を交えて詳細に話すと、集中して聞いてもらえることが多いようです。

高齢者介護分野では、老いるということの話や、認知症の症状等の説明、実際に利用者さんが使用している車椅子の乗車体験などが多いようです。この場合は2人1組になり、押す側と乗る側にわかれて体験したり、車椅子の使用方法、便利な機能や、使用する際の注意事項などを説明すると良いでしょう。

車椅子を使用することは、子どもたちにより身近に介護を体験できる。最初は興味本位が大きいとは思いますが、子どもたちへの入り口としては、1番の近道かもしれません。

障害分野では、利用者本人が、日常生活をしていくうえでの体験談や、不便なことを、学生の前で語ることもありますし、障害者との接し方など、違いを説明し、障害者に対する理解を得ることが多いようです。

支援員が仕事内容の説明を行うことももちろんありますが、実際の体験として、目隠しをして歩いてみたりしてもらい、障害者の方の気持ちや生活上の不便さを、実感してもらい、その支援の必要性を理解してもらうことが重要であります。

各分野、質問などを受け付けると興味のある子どもは、積極的に質問をしてくれますので、答える側は、わかりやすくきちんと受け答えをして、わからないことは後日回答をするようにします。

このようなことを一つひとつ丁寧に実施していくことが大切です。 学校によっては、分野ごとにまとめて話しをしなければいけないこともありま すので、要点をまとめて、簡潔に説明することが重要であります。

このように学校に出向き大勢の子どもたちの前で、自分たちの仕事の内容を 説明することは、職員のプレゼンテーションカの向上にもつながります。

ただ、施設長が出向くのではなく、法人・施設内でチームをつくり、リーダーを中心にして数名のスタッフで行っている場合もあります。

どのようにしたら関心を持ってもらい、わかりやすく伝えられるか?

実際に説明をし、反応を見て、試行錯誤を繰り返していくことが、精度の向上につながっていくこととなり、また職員の資質向上にも役立っていることが 非常に多いようです。



(小学生へわかりやすい授業となるように模造紙なども工夫します)

~第4章~

【実践事例紹介】

本会では、実際に会員が所属する法人において、学校訪問授業に取り組んでいる法人へインタビューやアンケート調査を行い、実施内容をより具体的に整理しました。

次頁から、9法人10施設での取り組みを紹介します。

法人名 社会福祉法人 こうほうえん

法人所在地 鳥取県境港市

経営施設・事業特別養護老人ホーム、老人保健施設、

通所・訪問事業、保育所

法人職員数 約 2,200 人 **法人年間事業収入** 約 110 億円



(授業の様子)

Q1:学校訪問授業を実施したきっかけ

- ・4年生の児童に交流を行う前に、施設で生活をされている高齢者の身体状況(若年者との違い) や施設での1日の生活の流れ等を理解したうえで、交流を行いたいと説明し授業の時間をとって もらった。そのために授業内容を検討し実施した。
- ・地域の子どもたちに介護に関する仕事をもっと知ってもらい、介護は、きつい、汚い、辛い仕事 との認識が強く、印象が先行してしまっている現状を変えて行きたい。現場での楽しさ、感謝さ れる喜び、人生の先輩からの学び等実際に働いている職員から伝え認識を変え、将来設計の選択 肢として検討してもらいたい。
- ・職員教育の一環としても捉えており、①プレゼン能力の向上(学生に要旨をまとめ、見える化し 伝える)、②知識の活用(嚥下機能と食事形態の考え方、調理方法、試食を通し体感)、③役割の 創出 により、仕事に対する意識、意欲向上に繋げている。

Q2:どのような方を対象に、どの様な授業を行っているか?

小学校 4年生

タイトル「総合学習」

- ・ご利用者との外出や食事風景、施設行事等をまとめたDVDの放映。
- ・法人が求める職員像について。
- ・嚥下機能について講義、形態加工食の試食。
- ・認知症高齢者の理解について講義。
- ・介護施設とはどんなところ。

- ・車椅子の仕組み。
- ・認知症サポーター養成講座。
- ・高齢者との関わり方。
- ・高齢者の身体状況(話しができるか・耳が聞こえるか・目が見えるか・手足は自由に動かせるか・歩くことができるか・食事は硬いものでも食べることができるか) など。

Q3:訪問授業を実施するうえでの苦労、授業内容の工夫

・4年生の児童に伝えていくためにわかりやすい簡単な言葉で話しをした。約40分という時間の中でたくさんのことを伝えてもわかりづらいと思いポイントを何点かに絞った内容にした。

- ・授業を受けた生徒が入職した。
- ・職員の地域に対する意識が向上した。
- 施設ボランティアに繋がった。
- ・確実に将来の選択肢として目指してくれる生徒が増加している。福祉系の専門校への進学増。実施校からの法人内、外への入職希望者も増加。他法人への入職であっても福祉従事者の増に成果を求める事が重要と考えている。

法人名 社会福祉法人 成光苑

施設名 サンヒルズ紫豊苑

法人所在地 大阪府摂津市

経営施設・事業 高齢者施設、単独型デイサービス、

ケアハウス、グループホーム、小規

模多機能、訪問看護ステーション、 高齢者優良賃貸住宅、地域包括支援

センター、訪問介護、居宅介護支援、

保育園

法人職員数 約 870 名 **法人年間事業収入** 約 45 億円



Q1:学校訪問授業を実施したきっかけ

・学校側からの依頼により、中学校の職場体験学習の時期に合わせ、2年生を対象に「福祉のしごと」と題して授業を受け持った。

Q2:どのような方を対象に、どの様な授業を行っているか?

中学校 タイトル「福祉のしごと」(高齢者の福祉・介護)

- 法人の施設等の紹介。
- ・高齢者施設・介護の仕事についての説明。
- ・20 分程度(1限の間に異なる事業者2社が説明を実施。各々20分程度)。

Q3:訪問授業を実施するうえでの苦労、授業内容の工夫

・専門用語などは極力さけ、わかりやすい言葉を使うよう心がけた。

- ・体験実習に参加する生徒が増加。福祉の仕事に興味を持つ生徒が増加したことが予測される。
- ・派遣した職員にとっては、福祉以外の他分野の現場を知る良い機会(視野を広げるきっかけ作り) となっているとともに、子どもにもわかりやすい言葉で説明することの訓練になっている。
- ・地域において施設の存在をアピールできる。

法人名 社会福祉法人 成光苑

施設名 吹田竜ヶ池ホーム

法人所在地 大阪府摂津市

経営施設・事業 高齢者施設、単独型デイサービス、

ケアハウス、グループホーム、小規 模多機能、訪問看護ステーション、 高齢者優良賃貸住宅、地域包括支援

センター、訪問介護、居宅介護支援、

保育園

法人職員数 約 870 名 **法人年間事業収入** 約 45 億円



Q1:学校訪問授業を実施したきっかけ

・平成 23 年に認知症サポーターキッズ養成講座を放課後学級において実施したことが、学校関係者の耳に入り、翌年(平成 24 年)より、小学校でも実施してほしいとの依頼があったことがきっかけ。

Q2:どのような方を対象に、どの様な授業を行っているか?

小学校 6年生 タイトル「認知症サポーターキッズ講座 認知症ってなあに?」

- ①認知症サポーターキッズ講座テキストを行政より取り寄せ、認知症に関する講義(概要説明、寸 劇による認知症状の説明、児童同士による話合い)を実施。
- ②施設介護職員による、特養における介護業務の説明を行い、子供たちに介護職の魅力を伝える。

Q3:訪問授業を実施するうえでの苦労、授業内容の工夫

- ・専門用語を極力わかりやすい文言に変更した。
- ・文章より、図や寸劇を使用した。
- ・対象が小学生であり、いかに興味を持ってもらうか。「教える」スタンスでは、子供たちの集中 力は切れてしまうので、「見せる、考える、体験させる」スタンスとした。

- ・派遣する職員の説明力のアップ(優しい言葉で物事を伝える訓練)。
- ・地域にある施設として存在をアピールできる。
- ・小学生の施設訪問など、学校と施設との交流を深めるきっかけとなった。

法人名 社会福祉法人 同愛会

法人所在地 栃木県塩原町

経営施設・事業 障害者支援施設、小規模多特養、保

育所、放課後児童クラブ、老人デイサービス、小規模多機能型居宅介護事業、認知症高齢者グループホーム、児童デイ多機能型、障害者グループホーム、委託相談支援事業、指定特

定相談事業、地域包括支援センター

法人職員数 約 870 名 **法人年間事業収入** 約 54 億円



(授業の様子)

Q1:学校訪問授業を実施したきっかけ

・障害当事者である入所利用者が「人の役に立ちたい」という思いに対し、施設として出来る事を 考えた際、当事者の思いや障害についての講演をしてもらうことを提案した。本人も快諾したた め、普段から実習等の受入れをしている地元の福祉コースや総合学科の高等学校の教員へ照会し たところ、実施に結びついた。

Q2:どのような方を対象に、どの様な授業を行っているか?

高校生 タイトル「当事者(障害者)の声を聞く」

- ・福祉施設の取り組みの説明や概要、職員の仕事について
- ソーシャルワークの考え方
- ・リハビリテーションについて
- ・障害当事者の生の姿や体験談から福祉の仕事の重要性等を伝える。
- ・就労支援事業所へ取り組んでいるカフェへ来てもらい、喫食や障害者の働く姿や職員の仕事等を 知ってもらう。
- ・施設来所し、見学・利用者の講演を聞く。

Q3:訪問授業を実施するうえでの苦労、授業内容の工夫

- ・利用者の一方的な講義のみではなく、職員からの補足的な講義も入れる。
- ・学生の目線に合わせて言葉や関わり方を変える。

- ・事業を受けた学生が卒業し、数年後に入職した。
- ・話を聞いた学生が福祉に興味を持ち、福祉系大学へ進学後、就職につながった。
- ・福祉系大学の学生の場合は、実際に就職や実習に来てくれた。

法人名 社会福祉法人 植竹会

法人所在地 群馬県伊勢崎市

経営施設・事業特別養護老人ホーム、短期入所生活

介護、通所介護、訪問介護、居宅介

護支援、ケアハウス、保育所

法人職員数 約 140 名 **法人年間事業収入** 約 8 億円



(授業の様子)

Q1:学校訪問授業を実施したきっかけ

・職員の子どもが小学校 4 年時に総合学習の授業で障害者体験をするという話を聞き、それでは認知症のお年寄りに対しても小学生の時期から理解をしてもらえたらありがたいと思い、当時の校長生に法人から打診をしたところ、説明の機会をいただけた。

Q2:どのような方を対象に、どの様な授業を行っているか?

小学校 4年生 タイトル「にんちしょうってどんなこと~お年寄りの介護について~」

- ・特養での仕事や設備の説明
- ・認知症の病態やそれを抱かえて生きるという事等の説明
- ・職員が行う寸劇(食事をしたことを忘れてしまう場面と、ものの置き忘れの場面で、それぞれ家 族の関わりとして好ましい関わりと、好ましくない関わり)を見てもらう。
- ・子供たちから感想を聞く。

Q3:訪問授業を実施するうえでの苦労、授業内容の工夫

- ・事前リサーチが可能なら、対象とする学年がどのあたりまで認知症や介護について理解できるの か確認した方がいい。
- ・小学校では、やはり説明するなら高学年を対象とする。

- ・地域へのPRになる。授業の終わりに、「今日こういう授業があって・・・」と家に帰ってお家の 人と話してみてと伝えている。(介護が必要な家庭のみならず、認知症や介護という話を一般の家 庭でも話題にしてもらいたいため)
- ・認知症や介護について、子供の頃の原体験として、感受性豊かな時期に、認知症高齢者や障害者に対して優しくなってほしいという意味合いがあり、将来は介護職員として施設への就職につながってほしいいうこともある。「こどもの頃施設の人から話を聞いて・・・」という記憶への語りかけ。
- ・職員の人材育成になる。自分達の仕事をわかりやすく説明する機会が職員本人の成長につながる。
- ・学校側としてもPRにもなるし、訪問以外にも交流会や町探検等の学校側からのオファーにもつ ながっている。

法人名 社会福祉法人 黒松内つくし園

法人所在地 北海道 倶知安地区

経営施設·事業 就労継続支援 B型、就労移行支援、

福祉ホーム運営事業、地域障がい者 グループホーム、認知症対応型共同 生活介護、訪問介護、居宅介護支援

事業所

法人職員数 約 780 名 **法人年間事業収入** 約 31 億



(授業の様子)

Q1:学校訪問授業を実施したきっかけ

- ・学校側の担当教員より総合の時間(生涯学習)として、地域資源の確認や福祉サービス全般において学習をしたいとの依頼があった。
- ・地元の高等学校を卒業した生徒に対しての地域資源や職場開拓、職種の情報提供の一環としての 学習をしたいとの依頼があった。

Q2: どのような方を対象に、どの様な授業を行っているか?

小学校 高等学校

・各福祉サービスについての説明や、事業紹介。

Q3:訪問授業を実施するうえでの苦労、授業内容の工夫

- ・小学校訪問時に児童にわかりやすい言葉の選択。
- ・特別支援学級の生徒も授業を受講されていたことから、いじめやその生徒が傷つかないようどの ように授業を進めていくか、学校側との調整に苦労した。

Q4:訪問授業を実施して良かった点

・就労継続支援 B 型の事業で喫茶店を展開していることから、訪問以後には事業特性を理解された のかお客様として来客していただけることが多くなった。 法人名 社会福祉法人 すぎのこ会

法人所在地 栃木県栃木市

経営施設·事業 障害者支援施設、短期入所、障

害者グループホーム、生活介護、 自立訓練、就労B、就労移行、 相談支援、居宅介護、同行援護、 行動援護、移動支援、児童発達 支援、放課後等デイ、地域活動

支援C、日中一時支援、通所介

法人年間事業収入 約 290 名

約18億



(授業の様子)

Q1:学校訪問授業を実施したきっかけ

- ・ボランティアとは外部から来てもらうもの(受け身)だったが、逆に利用者が外部へ出てできることはないかとの発想から始まった。また、障害の軽い方たちばかりではないが、各々が出来ることを補い助け合いながらなら何か出来るのではないかとの発想の転換から始め、現在にいたっている。
- ・利用者と職員が協力しながら行う人形劇を中心に、職員の特技等を活かした発表を加えて、まず は法人内の障害関係事業所で発表を行った。自信がついてきたことから、平成24年7月に、栃木 特別支援学校での発表、同年11月に岩舟小学校での発表を行った。
- ・どちらも授業時間をとっていただき、発表と交流を行った。

Q2:どのような方を対象に、どの様な授業を行っているか?

小学校

• ①ロの体操、②歌、③人形劇、④手遊び、⑤腹話術、⑥バルーンアート、⑦パネルシアターなどから 3~4 種類を実施。

※先生と事前に相談し、子供たちも歌やダンスなどの発表をしたり、交流ができるゲーム等に変更する場合などもある。

Q3:訪問授業を実施するうえでの苦労、授業内容の工夫

・低学年との交流が多いが、高学年の場合には、施設の説明や障害当事者の話を入れたりする必要 があると思われる。

- ・発表という目標ができ、利用者が意欲的に日中活動に参加するようになった。
- ・地域交流(年齢層など)の幅が広がるとともに職員に地域に出向くという姿勢ができた。

法人名 社会福祉法人 聖恵会

法人所在地 広島県竹原市

経営施設・事業 障害者支援施設(就労B)、障害者

支援施設(生活介護)、小規模多機 能型居宅介護事業、通所介護事業、 訪問介護事業、障害者共同生活介護

事業、居宅介護支援事業、高齢者相

談支援事業、障害者相談支援事業

法人職員数 約 130 名 **法人年間事業収入** 約 6 億



(授業の様子)

Q1:学校訪問授業を実施したきっかけ

・当法人では、毎年地域の方がたに施設を開放し、文化祭を行っていた。 この文化祭開催について、学校からの協力も頂くようになり、関係を築いてきた。

Q2:どのような方を対象に、どの様な授業を行っているか?

小学校

- ・当法人経営事業所の見学、説明、質疑応答。
- ・車いす体験授業。

Q3:訪問授業を実施するうえでの苦労、授業内容の工夫

・難しい言葉を使用せず、平易な言葉で説明することを心がけている。

- ・法人が行う行事への参加・協力が得られやすくなった。
- ・児童や先生の障害や福祉施設への理解が進み、地域においてもトラブルが起こることが少なくなった。
- ・授業を受けた児童が大学生などになるとボランティアとして法人に来てくれた。

法人名 社会福祉法人 恵寿会

法人所在地 島根県出雲市

経営施設·事業 障害者支援施設、保育園

特別養護老人ホーム

法人職員数 約 160 名 **法人年間事業収入** 約 8 億



Q1:学校訪問授業を実施したきっかけ

・地域や社協等にむけ、介護技術や知識、相談など、福祉について理解していただけるよう、出張 介護教室の実施に向けたPRを行った。

Q2:どのような方を対象に、どの様な授業を行っているか?

小学校3校(学童クラブ)、高校1校(クラブ活動)

タイトル「介護教室」

- ・車椅子体験とアイマスク体験を同時並行で実施。
- ・車椅子…取扱いについて各部の名称、取扱いの注意点、介助の際のポイント等を説明。平面やスロープ、段差を 2 人 1 組で体験後、感想や気づいた点を話し合い。その後ゲームやスポーツ(ストラックアウト、ゴルフ等)を車椅子乗車の状態で体験。
- ・アイマスク…2人1組で介助者とアイマスク装着者になり、介助する側に対しては介助のポイントと注意点の説明。実際に屋内外を歩く。感想や気づいた点を話し合う。

Q3:訪問授業を実施するうえでの苦労、授業内容の工夫

- ・小学生向けの資料にはわかりやすいようにイラストを多くしている。
- ・ゲームを取り入れ、楽しみながら車椅子体験をした。
- ・インターアクト部の場合には、先生・生徒の皆さんと反省会を実施し、感想を聞いてみたり、質 疑応答の時間を設けている。

- ・大勢の子供たちが理解出来るように説明をしなければならないため、職員のプレゼンテーション 能力が向上した。
- ・施設行事の際に学校側からも来所していただくことでボランティアに参加してもらったり、利用 者との交流をしたりしてもらえる。
- ・その後の職場体験(保育園)を体験したことで、福祉の専門学校へ進学する生徒もいる。(卒業して入職を希望してもらえば更にありがたい)

法人名 社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

法人所在地 岡山県岡山市 **経営施設・事業** 社会福祉協議会

法人職員数 — 法人年間事業収入 —



(授業の様子)

Q1:学校訪問授業を実施したきっかけ

高齢化社会の到来による介護サービスや、共働きなどにより保育サービスの拡充など、社会的に 今後ますます需要が増大する福祉サービスにおいて、そのサービスの担い手(マンパワー)を確保 していくことが、ますます必要になってきている。

そこで、岡山県社会福祉法人経営者協議会、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会では、「福祉の 仕事」の魅力や正しい理解を積極的に伝え、地域社会からの評価や関心を高めるため、各関係機関・ 団体等との連携・協働のもとPR活動を行う。

Q2:どのような方を対象に、どの様な授業を行っているか?

県内 中学校

タイトル「Let's Try Welfare 福祉紹介キャンペーン (夏のボランティア体験)」

- ・スタッフ(施設職員)による福祉施設(事業所)の概要や仕事内容等について紹介を行う。
- ・DVD「福祉のお仕事」やチラシを活用して、高齢分野、障害分野、児童分野等の紹介(説明) を行う。
- ・ボランティア体験についての説明を行う。

Q3:訪問授業を実施するうえでの苦労、授業内容の工夫

- ・福祉の仕事紹介DVD「福祉のお仕事」(約15分)を平成21年度に新規作成し、平成24年度にリニューアルした。
- ・福祉の仕事紹介チラシ(「福祉の仕事(H22年度 A4カラー両面)の作成 平成25年度にはA3カラー両面二つ折りにリニューアルした。
- ・福祉紹介キャンペーン活動を平成22年度から県内各所で実施した。



平成22年度版



平成25年度版

~第5章~

【終わりに】

高齢者人口の増加とともに、支え手となる年齢層の減少が急速に進行していく環境下で、福祉業界の人材不足は今後も加速していくことが予測されます。

社会福祉事業の安定的・継続的な経営に努めることは社会福祉法人としての 使命であり、その使命を実践していくそれぞれの社会福祉法人のリーダーであ る本会会員一人ひとりに、福祉人材確保を促進していくという使命も課せられ ていると考えます。

本報告書を有効に活用していただくことで、地域の子どもたちに幼少の頃から福祉の仕事に興味を持ってもらい、時間がかかり遠回りになるかも知れませんが、その結果として将来の福祉人材確保の定着につながることを考慮すれば、今から直ぐにでも実践にとりかかっていかなければなりません。

学校訪問授業を通じて、学校と法人施設の両者にとってのメリットを最後に ここで確認をさせていただきます。

学校側の主なメリットとして「子どもたちの豊かな福祉の心を育む」とともに、「学校が地域との連携が図られる」ことが挙げられます。

また法人施設側のメリットとして「将来の福祉人材の確保」「福祉業界のイメージアップ」「福祉専門職に対する社会的認知度の向上」「職員と法人の成長」があげられます。

昨今の社会福祉法人に対する様々な議論が進められている中、その状況をただ、黙って見ているのではなく、自らが積極的に行動に示して行くことで、これからの社会福祉法人としての一層の期待と信頼を地元地域から得ることができると確信しております。

本プロジェクトチームにおいて、昨年度実施した「社会福祉法人の地域への情報開示についての現況調査」の結果をもとに、会員法人が主体的に実施している学校訪問授業の実態を調査し、その取り組みの促進を会員に対して図ることを目的として、今年度実施した「社会福祉法人の学校訪問授業についての実態調査」の結果をもとにまとめたものが、本報告書であります。

本報告書の作成にあたり多くの会員並びに会員の所属する法人の皆さまにご協力をいただき、並びに視察を快くお受け頂いた関係各位の方がたに対し心より厚くお礼を申しあげます。

全国社会福祉法人経営青年会 社会福祉法人経営検討委員会 委員名簿

委員長	大森 秀之	(大阪府 治栄会)
副委員長	島田 幸治	(群馬県 植竹会)
介護 WT 座長	中真靖	(沖縄県 麗峰会)
保育WT座長	村井 慶二	
障害 WT 座長	森田 浩之	
情報PT 座長		(静岡県 蒼樹会)
情報PT副座長		(特玉県 平野の里)
再報FI町/全民 委員		
女 貝 //	高山 宗和 大波 和彦	(三重県 敬愛会) (奈良県 大和清泉会)
<i>"</i>		
	吉田 久	(岡山県 宝和会)
<i>"</i>	遠部 敦也	(広島県 聖恵会)
<i>"</i>	越智 清仁	
<i>"</i>	中尾 富嗣	
//	田川 伸隆	
会 員	工藤 美智子	
<i>"</i>	鹿志村 茂	
//	岩崎好宏	
"		(埼玉県 光輪会)
//	米川 智裕	
//	井上 光孝	(千葉県 かずさ萬燈会)
//	水原 慶明	
"	園田 裕紹	() (1/01)
//	栗本 太郎	(大阪府 白鳩会)
"	·	(大阪府 照治福祉会)
"		(兵庫県 すずらんキッズ保育園)
//	三倉 克仁	
//		(兵庫県 みのり福祉会)
//	河田 佳子	
//	•	(徳島県 有誠福祉会)
//	嘉村 英哲	(佐賀県 長興会)
//	福地 峰雄	(佐賀県 東方会)
//	山内 義宣	(鹿児島県 輪光福祉会)
"	佐次田 剛	(沖縄県 大育福祉会)
担当副会長	塘林 敬規	(熊本県 肥後自活団)
オブザーバー委員	梅野 高明	(兵庫県 勝原福祉会)
//	岩本 一盛	(埼玉県 三愛福祉会)

全国社会福祉法人経営青年会 社会福祉法人経営検討委員会 情報発信推進プロジェクトチーム 委員名簿

情報PT 座長	杉山 弘年	(静岡県	蒼樹会)
情報PT副座長	柿沼 隆史	(埼玉県	平野の里)
委 員	高山 宗和	(三重県	敬愛会)
"	大波 和彦	(奈良県	大和清泉会)
"	吉田 久	(岡山県	宝和会)
"	遠部 敦也	(広島県	聖恵会)
//	越智 清仁	(愛媛県	来島会)
//	鹿志村 茂	(茨城県	オークス・ウェルフェア)
委員長	大森 秀之	(大阪府	治栄会)
副委員長	島田 幸治	(群馬県	植竹会)
担当副会長	塘林 敬規	(熊本県	肥後自活団)

全国社会福祉法人経営青年会 社会福祉法人経営検討委員会 平成26年度 活動報告書 〇総合相談実践ガイドライン 〇学校訪問授業促進に対する報告書

平成27年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営青年会 社会福祉法人経営検討委員会/情報発信推進プロジェクトチーム

> 〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 全国社会福祉協議会 法人振興部内 TEL. 03-3581-7819 FAX. 03-3581-7928